

観光リゾート開発政策の地域計画論的再考

—東海3県、とくに岐阜県飛騨地域を事例として—

鈴木 誠

はじめに

1. 観光リゾート開発の構造
 - (1) 開発環境の基本動向
 - (2) 東海3県における開発環境の基本動向
2. 90年代前期、観光リゾート開発政策の現状
 - (1) 三重県、愛知県のリゾート開発政策
 - (2) 岐阜県の観光リゾート開発政策
3. 岐阜県飛騨観光リゾート開発の地域計画論的再考
 - (1) 飛騨地域における観光リゾート開発の条件
 - (2) 飛騨観光リゾート計画の広域的・重層的な管理システム

おわりに

はじめに

リゾートブームは終息したといわれる。1987年以後東京を除く地方経済圏の内需拡大策、地域振興策として国土を被ったリゾートブームであったが、土地神話が崩壊し地価の構造的変化が進み、内需拡大景気が急速に減速する中で、リゾートビジネスを担う企業が一斉に当初事業計画を変更し始めたのをきっかけに、地方自治体のリゾート計画は大幅な見直しを余儀なくされている。

しかし、計画は見直し中であっても、決して白紙に戻されたわけではない。リゾート計画において中核となる企業がビジネス戦略を変更したことにより、自治体計画が一時中断や再検討、もしくは計画を縮小中であることが大部分であって、計画自体が頓座したものは極めてわずかである。市町村自治体は、リゾートビジネス先行で味わった苦渋をきっかけに、言葉だけの地域活性化ではない真の地域づくりに向けた振興事業として、あらためてリゾートのあり方を模索し始めている。

そうした中で、特に過疎化、高齢化、地場産

業の衰退など地域経済の構造的な問題に直面する農山漁村自治体で注目されているのが「グリーンツーリズム」と呼ばれるリゾート計画である。別名「ルーラルツーリズム」「田園リゾート」「アグリツーリズム」とも呼ばれ、巨額の投資を要する大規模開発は行わず、自然や文化など地域資源を最大限に活用し、伝統的生活様式を大切に守りながら都会の人々に余暇の機会を提供しようというねらいをもつ¹⁾。国土庁によるリゾート法見直しの中間報告と「山村都市交流総合整備モデル事業」の開始、農水省による農村リゾートモデル地区指定計画など中央からの声を待つまでもなく、市町村では独自にこの方式を導入する動きを見せつつある。かつて大規模リゾート開発ブームの矛盾を説き、それに代わる開発方式として政策提言の理論的支柱をなした内発的発展論、内発的リゾート論が、今グリーンツーリズムなどの名のもとでリゾート計画の支柱をなしつつあるということもできよう。

しかし、再びブームとなる勢いにあること、景気の悪化を理由にした地方単独事業の積増しが行われるなどを背景に²⁾、各市町村が集客の決め手となる類似の施設整備を競合したり、計

画に独自性や熟度を欠いたり、さらに地域において不足する人材の獲得競争を展開するなどの問題点も出始めている。地域間が競合することはアイデア豊かな余暇の楽しみ方を引き出す上で有効な場合もあるが、同時に日本列島改造論下のレジャー観光ブーム、先の大規模リゾートブームで経験したような様々な矛盾を抱えることにもなる。本稿では、その矛盾を改めてくりかえすことなく、地域づくりの一環としての農山村リゾート計画のたて方を、広域的・重層的観点を重視しつつ岐阜県下で最も観光資源、リゾート計画が集中する飛騨高山地域を事例に言及したいと思う。

第1章 観光リゾート開発の構造

(1)開発環境の基本動向—マスからソストへ—

1) リゾートビジネスの構図

プラザ合意(1985年9月)を契機とする円高ドル安下での重厚長大産業の構造不況と対米貿易摩擦の解消を目指し、内需主導型経済構造への抜本的転換を強く唱ったのが1986年の前川リポートである。あらためてそのポイントを整理するならば、(1)外需依存型から内需主導型経済構造に転換し、対外均衡の調和を図る、(2)規制緩和を進め、市場原理を基本とした産業構造をつくる、(3)農産物等の国内市場の開放を図る、というものであり、翌87年の新前川リポート、88年の経済運営五か年計画などに政策の柱として盛り込まれ、受け継がれた³⁾。

一連の政策方針で特に強調された内需主導型経済構造への転換については、そのための育成産業として先端技術産業とともに余暇関連産業が高く位置づけられた⁴⁾。余暇関連産業の発展は就業者構造にも大転換を迫ることになる。新前川リポートでは、1985年から2000年にかけて農林水産業の就業者は168万人減、製造業では118万人減、サービス産業では逆に675万人増という予測を示した⁵⁾。これは労働人口のサービス産業へのシフトによって農林水産業や製造業を基幹産業におく地方経済の就業者構造を縮小再編成することにつながる。そこで、地方経済

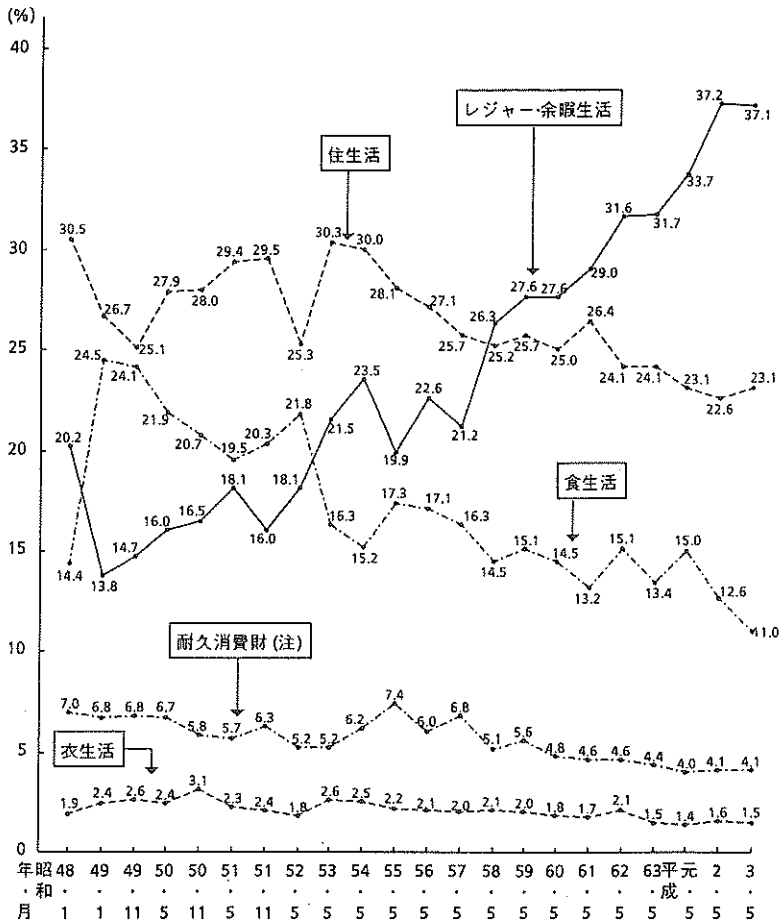
で予測される就業構造の縮小再編成に伴う人口流出、高齢化といった地域問題に対応するための構造調整政策として重視されたのが、地方における余暇関連産業の発展である。規制緩和は、この余暇関連産業の発展に向け、リゾート関連産業にビジネスの機会を提供するための手段として位置づけられたといえる。1987年の総合保養地域整備法(リゾート法)は、そのための根拠法としての役割をもつ。

また、地方自治体も、こうした予測通りに進みつつある農林水産業の衰退、地場産業の低迷、産業の空洞化、若年人口の流出と高齢化に対する最後の歯止め策として、リゾート開発へ多大な期待を寄せた。その上に、地域社会の総意とはまったく関係なくリゾート法の適用に向けた地方政治家や観光レジャー企業の結束、道府県レベルでの競争的雰囲気を手伝い、現在では全国の41道府県に法の適用が及んでいる。

リゾートビジネスが急成長を遂げた背景には、以上のような中央政府や地方自治体の政策環境が大きく作用したことがあげられる。そうした投資環境の好転を利用して、(1)消費需要で少なく見積っても2兆円前後にのぼる市場であること、(2)自事業の経営多角化、企業体質の改善、多様な人材確保の機会獲得につながること、(3)円高景気下での余剰資金の投下による資産形成や資産の収益的有効利用の機会となること、(4)既存の人材、技術、経営事業などを活用した関連産業の拡大につながる、など企業自体の投資領域の拡大メリットが加わり⁶⁾、企業単独もしくは複合型のリゾートビジネスが市町村のリゾート計画を誘導しブームをまきおいたのである。

2) 余暇動向と政策環境の変化

ただし、国民一般の余暇重視型生活の定着といわれるものが、リゾート計画を支えた要因であるかと言えば必ずしもそのように言うことはできないであろう。第1図に見られるように、確かにレジャー・余暇生活を生活の力点に置こうとする世論は1985年(昭和60年)以降急速な勢いで伸びている。しかし、その一方で、1985



第1図 今後の生活の力点

年を100としたこの間の労働時間の動向をみると、内需拡大景気を反映して労働力不足が深刻の度合を深め、1988年7月から9月に至る製造業の労働時間は109.3に増えている⁷⁾。これに有給休暇の取得率が低いことも手伝って、国民の実際の余暇状況がリゾート需要を促す動機につながっていたとは必ずしも言えない。また、完全週休2日制の普及度を見ても28.2%に過ぎず、特に中小企業者への普及が遅れている状況からしても、完全週休2日制を活かすことのできる一部の大企業従業員を除いては、週休2日制がリゾート需要を高める直接要因であったとは言えない。従って、実態から見れば、国民一般の余暇環境や余暇需要がリゾート需要を支え

たとは言えないであろう。さらに、リゾートの内容を見ても、会員制のリゾートマンション、マリナー、ゴルフ場など法人会員などに利用を限定した施設整備が大部分であり、国民のための保養施設の整備とはかけ離れたものが極めて多い。そこには1975年以降目ざましい伸びを示してきた遊園地、ドライブ、動物園・植物園・水族館・博物館など日帰り型余暇活動や短期の国内旅行、海外旅行などの需要を施設面、サービス面、料金面などの諸側面において反映させたリゾート計画はほとんど見あたらない。実際の余暇活動やレジャー志向が、全国を被ったリゾートブームの根底にあったと考えることはできない。

第1表 「リゾート整備に関して当面検討・実施すべき方向」

<p>第1は、リゾート整備見直しの方向に向け、国、道府県、市町村、民間が一体となり、各々の役割を發揮して進めていかなくてはならない。</p> <p>第2は、家族滞在型の料金水準を備え、質の高いリゾート施設を整備する必要がある。そのための民間支援誘導方策や公的施設の活用、国民への情報提供が必要である。</p> <p>第3は、分散休暇や連続休暇など多様な休暇制度の普及を通して低料金化、混雑回避を図りリゾート利用者に配慮するとともに、収入と経営の安定を通して供給者にも配慮した対策を企業、国は取り組まねばならない。</p> <p>第4は、家族旅行に対する輸送機関の割引運賃やピークの平準化に資する割引運賃について検討する必要がある。</p> <p>第5は、国は地方公共団体、地域住民に対し情報提供、コンサルティング、人材育成を行うなどリゾート整備支援のための方策について検討する必要がある。</p> <p>第6は、国は自然環境保全のための情報提供、助言指導などを強化する必要がある。</p> <p>第7は、地方公共団体も主体的にリゾート整備の管理システムを形成する必要がある、国も支援助言する体制を強化する必要がある。</p> <p>第8は、国は地方の基本構想の変更や変更内容に応じた弾力的取扱の迅速化を図る必要がある。</p> <p>第9は、長期的、総合的な地域づくりの一環として総合保養を目的におくりリゾート整備に取り組む必要がある。</p>
--

〔備考〕国土庁総合保養地域整備研究会「今後のリゾート整備のあり方について—中間とりまとめ—」平成4年8月、p10—13

従って、リゾート開発は、国民的保養環境の整備を唱いながらも、実際は国民のリゾート需要を結実するものではなく、むしろリゾート供給の側の短期的な開発利益優先の論理を市町村ごとの活性化方策に結び付けた内需拡大策であったということができる。

しかし、内需拡大景気の後退からリゾートビジネスの後退に伴うリゾート開発自体の見直しが進むなかで、その過程で生まれた矛盾が注目され、リゾート開発自体のあり方も大きく問い直されつつある。1992年夏に中間報告を発表した国土庁と農水省の見直し検討作業はその動向を端的に示すものである。リゾート開発の受け皿整備に終始しがちであった行政当局がリゾートの公共性を重視し、今後イニシアティブをとるべきことを初めて提唱した点でも注目に値する。

国土庁に設置された総合保養地域整備研究会は、見直し作業の中間報告を92年8月に発表した⁹⁾。同研究会は、まず現状のリゾート開発に伴い自然環境や景観の破壊・環境汚染が発生していること、地域振興への寄与が不十分なこと、高い料金で大衆が利用できないこと、どこも同じ様な施設であること、経済環境の悪化により開発事業者が撤退し当初計画が進まない地域が

あること、等の諸問題が深刻化している現状を認めた上で、今後早急に見直すべき課題として、(a)リゾート開発の政策理念の再構築、(b)新たな政策理念に基づく推進体制の強化、の2点を打ち出している。リゾート開発の所轄官庁が以上のような現状批判と見直しの必要性を提起したのは、法施行後初めてのことである。そこに示された見直しの具体的方向は以下の通りである。

はじめに、(a)の再構築に向けては4つの条件を満たすことが求められている。第1は、長期的視点にたつて整備を図ること。第2は、国民的保養のためのリゾート計画であること。とくに家族が1週間程度滞在可能な料金水準の設定が求められる。第3は、地域づくりの一環としてのリゾート整備を図ること。市町村が主体性を發揮して地域のグランドデザインを描き、その中にリゾートを位置づけ、地域のコンセンサスを得て具体化することが求められる。第4は、国土の均衡ある発展に資するリゾート整備を図ること。そのために都市との交流人口の増大を目指し、都市住民にとって第二の「ふるさとコミュニティ」となる田園リゾートの整備が求められる。

さらに、(b)の推進体制の強化に向けても4条

第2表 地域と国民に支持されるリゾートの条件

- (1) リゾートは国民の権利としての余暇活動の側面をもち、人間性回復や自己充実の役割をもっている。それを達成するには、自然性、保養性を前提として、通年楽しめること、低料金、自然、地域、伝統、文化とのふれあいと交流、そしてその交流が地域に役立ち、リゾートを訪れた人々の創造性が一層かきたてられること。
- (2) 地域の個性、特性を生かすことである。それには市町村長に代表される地域の側が、開発に対する理念と哲学をもってのぞむことが必要不可欠である。
- (3) 地域経済との連関を考え、自己完結型、ワンセット型でない、オープンシステム、アイデンティティ・ネットワーク型のリゾートを目指すべきである。
- (4) リゾートが地域にとって生産誘発効果を持ち、付加価値が地元へ落ちるような経済的仕組みを追求すること。既存産業との結合をはじめ、新たな産業機能を付加し、技術、ファッション、センス、情報機能を地元から育て上げ、地域全体の振興をはかることが重要。
- (5) 雇用の確保がはかられることが必要不可欠であり、同時にリゾート開発が人材育成方向で動くものでなくてはならない。季節的に左右されず、安定的で、若年、中高年、男性、女性を問わず雇用を確保するという視点が重要。
- (6) リゾート開発を、まちづくり、地域づくりの中に位置づけること。長期的視点をもって、デザインポリシーを確立させ、総合性の中に位置づける必要がある。長期性、多機能性、計画性、さらに広域性、周遊性といった要素も含めて総合的な対応が必要。
- (7) 地域住民、自営業者およびその団体、市町村が一体となって、地域の環境、資源、産業、技術、文化を踏まえた自主的な計画をつくる必要がある。そうした計画策定のプロセスが地域の民主主義を前進させ、住民の人間の発達を保障していく。

〔備考〕守友裕一『内発的発展の道』農山漁村文化協会、1991年、p156より作成。

件を満たすことが求められている。第1は、地方自治体と企業が連携して役割を発揮すること。特に従来のリゾート計画を混乱させてきた大企業に対しては、地域住民の合意を得た上で地域の総合計画に整合するようリゾート施設の整備を進めることが求められる。第2は、住民、地方自治体によるリゾート計画の管理を強化すること。第3は、リゾート開発のソフトウェアを提供するシステムを強化すること。特に政策理念の実現に必要な情報、運営ノウハウ、人材養成、コンサルティングを、国が地方自治体や住民に対して提供することが必要となっている。第4は、リゾート事業推進の公的支援体制を強化すること。特にリゾート整備に関連して公共施設の整備を計画的に行うことが求められている。

以上のような見直しの具体的方向性に沿って、当面実施すべき課題をしめしたものが第1表である。また、第2表は、地域と国民に支持されるリゾートの視点をまとめたものである。既に農山漁村の市町村自治体や協同組合（生協、農協）のなかには、1989年以降上記の課題を克服しつつ、7つの視点にたって地域の既存産業

や地域住民、自然環境、歴史文化財等を活用した地域主導による独自のリゾート事業に取り組んでいる事例も見受けられる。国土庁の中間報告は、この方向をリゾート法の見直しによって後追いするものではあるものの、これまでのリゾート計画で常に見落とされてきた国民的保養の観点をはじめ諸問題を総括し、新たなリゾート計画に向け行政が責任をもって取り組むべきことを明示した点は高く評価されなくてはならない。

さらに、農水省の中間報告は、この見直しを「グリーンツーリズム」という農村リゾートへの転換によって実現すべきことを唱い、国土庁よりさらに一歩踏み込んだ具体的見直し案となっている。既に欧米では、農村が育ててきた自然、生活様式、文化ストックを広く都市市民にも開放し、都市市民が人間性を回復するための農村休暇型の余暇活動、すなわち「グリーンツーリズム」が定着している。例えば、ヨーロッパ最大の農村休暇受入国のオーストリアでは、年間約2500万人の観光客の大半が農村部での滞在を選択している。ドイツでは「農村で休暇を」のキャンペーン等により約2万戸の農家

が低料金で宿泊施設を提供している。それにより農村生活を経済的にも保障し、農村の自然文化環境の保全と若者の定住促進・農村活性化に貢献している。イギリスやアメリカでも、長期休暇の普及に伴い、都市型から農村型へのレクリエーション形態の変化や都市部から農村部への人口移動といった現象が見られている⁹⁾。

農水省では、こうした農村リゾートづくりをわが国においても、(1)農林漁業活動が活発で体験活動が可能な地域、(2)緑、水、景観等に優れ、伝統、文化の豊かな地域、(3)地域住民のコンセンサスが得られた地域、をモデルに推進していく体制づくりを現在進めている。リゾート計画の予定地となり、リゾートビジネスが繰り広げられる様々な矛盾に直面している農山漁村にとって、大資本の行うリゾートとはひと味違った、まちづくり、むらづくりの一環としての「グリーンツーリズム」、農村型リゾートには大きな期待が寄せられている。

もっとも、この方式として既に農協や地方自治体の一部では実施段階にあり、国には、先駆的事例から課題を抽出し、改良しつつ普及していくための支援が求められている¹⁰⁾。

わが国のリゾート計画は、このように従来の大資本の利潤追求型・地域独占型リゾート開発への自己反省にたつて、国民的保養と経済不利地域の活性化を目的とした、地域づくりの一環としての地域資源活用型リゾート計画へと、大きく転換することを迫られつつある。

(2)東海3県における開発環境の基本動向

1)リゾートビジネスの構造

東海地方に目を転じてみても、リゾート法施行後のリゾート開発計画は、規制緩和と行政の支援措置を背景にした産業界のイニシアティブ、すなわち私企業の投資戦略によってリードされて来ている。

現段階での具体的状況は次章で紹介することにして、ここでは、東海3県の企業によるリゾートビジネスの状況を、愛知県経済研究所が実施した「企業のリゾート関連事業への取り組みに関する調査」を利用して見ておく。この調査は、

東海地方に事業所を有する企業約11業種、236企業（資本金1億円以上、従業員300人以上）を対象としたアンケート方式で行われ、回収できた約75社（回収率約33%）をもとにリゾート法施行から90年末までのリゾートビジネスの実態を明らかにしたものである¹¹⁾。

はじめに、現在着手しているリゾート事業分野について見ると、「スポーツ・レクリエーション施設の経営」が全体の三分の一にあたる33%で最も多く、ついで「宿泊施設」と「休養施設」が合わせて23.7%、「居住施設」が16.7%と続き、本来リゾート事業として重視することが期待された「教養文化施設」は8.6%に過ぎなかった。また、関与形態では、「事業主体」としての参画は27.4%で三分の一に満たず、「建設工事の施工」への関与が20.9%、「企画コンサルタント業務」と「資金計画の策定、資金提供」への関与が合わせて26.4%、これに「土地の提供、取得等」を含めると36.3%に及び、副次的分野でリゾートに関わる企業が多い。また、リゾート事業の経営形態を見ると、「単独事業(子会社との共同事業を含む)」が43.4%と最も多いが、同時に共同形式にあたる「第三セクターへの参加」が32.1%、「異業種の業者との共同事業」が13.2%、「同業者との共同事業」が11.3%で、計56.6%に及び、東海地方ではこの共同事業化が経営形態の中心となっていることがわかる。これらリゾート事業の開始時期については、リゾート法施行後が38.2%と最も多く、次いで法施行以前の「1970年—1975年」時期が26.5%であった。

それでは、企業は、何故リゾートビジネスに参加したのか。その動機をみると、「成長分野を取り込み、経営の多角化を図る」が29.4%と最も多く、ついで「地域開発に貢献するため」が21.2%、「自社に蓄積されたノウハウを活用できる可能性が大きい」が16.5%、「開発分野が大きく、開発の相乗効果が期待できる」が14.1%であった。しかし、その一方で重厚長大型産業や輸出関連産業による「事業の再構築による余裕資源(人、土地)の有効活用を図る」は8.2%、「自社のメイン商品の間口拡大」は4.7%と予想以上に少なかったことが注目される。また、将

来リゾート分野に参入の意向を示した企業の動機も、経営の多角化をねらったものが多い。

企業が参画したリゾート開発のタイプを見ると、集客力が大きい「大型レジャー核施設」が25.4%と最も多く、次いで土地ブームにあやかって未開発用地を広大に取得し土地の付加価値の増大を狙う「大規模開発」が22.5%、複数のレジャー施設を組み合わせた「複合施設」が21.1%であったのに対し、重厚長大産業が遊休地の活用を目指す「跡地利用開発」は16.9%にとどまった。また、リゾートに期待される芸術、自然、文化の分野をセールスポイントにおく「ニューコンセプト」タイプはわずか1.4%に過ぎなかった。

また、リゾート開発地別に見ると、高原や自然を背景とした「ハイランド型」が24.4%と最も多く、ついで海や沿岸海域での「シーサイド型」が18.6%、それ以外では、既存観光地やリゾート的蓄積をベースとする「既存集積型」が9.3%、地域産業、文化、ふるさとなどのイメージを活用した「カントリー型」が8.1%という順序で、その他は散発的な立地に終わっている。将来の開発予定地についてもほぼ同様な傾向が伺われ、「シーサイド型」が29.3%、「ハイランド型」が17.2%を占めている。

では、今後、企業はリゾートビジネスをどう展開していこうとしているのか。「拡大方針」と応えた企業が76.5%、「従来規模」で継続を目指す企業が23.5%、「縮小」と「中止予定」は皆無であった。リゾートビジネスを拡大する理由をみると、「事業の多角化の推進」が27.7%、「需要の増加を見込める」が21.5%、「ノウハウの取得、蓄積」が10.8%と続き、今後もリゾートは企業にとって重要なビジネスチャンスとして位置づけられている。

そのためには行政に対する様々な要望があるようである。最も多かったのはインフラ整備であり、「道路、鉄道、空港等の施設整備の推進」や「ゴミ処理施設、公共下水道の整備の推進」が17.6%を占めていた。ついで「許認可事務の迅速化」や「許認可事務窓口の一本化」が16.1%、用地難と関連する「河川、道路等の敷地活用」

「円滑な用地の確保」「国公有地の活用」を求める声が13.3%、また、「地元との調整」「漁業権等既存の権利の調整」も13.3%で並び、「税制上の軽減措置の拡充」「融資面での助成強化」が10.6%、「無秩序な開発の防止」はわずかに5.8%に過ぎなかった。

ところで、以上の動向も、1991年10月以降のいわゆるバブル経済の崩壊によって、大きく見直されようとしている。次章でのべるリゾート計画の現状がそれを物語っている。

2) リゾート計画の社会経済的背景

市町村がリゾート計画を策定する背景には、地域独自の社会経済的要因もある。特にリゾート計画を策定する市町村は、自然環境の豊かな地域であるが、同時に厳しい自然環境の中で都市部と隔絶し、深刻な過疎高齢化問題に直面する地域でもある。

三重県の場合、リゾート法により特定地域に指定された「南勢地域」「東紀州地域」は、全県の人口に対して構成比が低く、また県内他地域に比べ人口増加率も低いことが第3表と第2図からわかる。南勢地域は1970年にマイナスに転じて以後は僅かに増加傾向にあるものの、人口構成比は同年以降減少傾向にある。東紀州地域の場合は1960年以降一貫して人口減少にあり、県内で最も過疎化の著しい地域である。このように三重県南部で過疎化が著しいのに反して、名古屋都市圏の通勤圏である県北部の北勢地域では逆に増加傾向にある。増加率は伸び悩む傾向にあるものの、人口分布にみる南北格差には顕著なものがある。また、南北格差は経済力格差の指標とされる「一人当りの分配所得」でも著しい。第4表は特定地域内の市町村であるが、伊勢市、尾鷲市、玉城町、小俣町、御園町、鶴殿町などを除く他の市町の水準は、県を100として60—70台という低い水準を推移し、しかもさらに低下傾向にある。

しかしながら、南部は県の観光中心地域である伊勢志摩国立公園を含み、海水浴、水族館、養殖真珠など観光資源に恵まれ、県内観光客の約36%が訪れる国際的知名度をもつ観光先進地

第3表 地域別人口

(単位：人)

年次	北勢地域		中勢地域		南勢地域		伊賀地域		東紀州地域		増加率(%)				
	人口	構成比(%)	人口	構成比(%)	人口	構成比(%)	人口	構成比(%)	人口	構成比(%)	北勢	中勢	南勢	伊賀	東紀州
昭和25年	473,600	32.3	433,250	29.6	281,745	19.2	139,396	9.5	136,670	9.4	—	—	—	—	—
30	492,627	33.2	431,395	29.0	286,630	19.3	137,376	9.2	137,554	9.3	3.94	△0.43	1.73	△1.45	0.65
35	516,571	34.8	420,456	28.3	288,632	19.4	130,735	8.8	128,670	8.7	4.86	△2.54	0.70	△4.84	△6.46
40	558,593	36.9	418,714	27.6	288,634	19.1	125,671	8.3	122,855	8.1	8.13	△0.42	0.00	△3.87	△4.52
45	594,736	38.5	428,297	27.8	283,205	18.4	123,703	8.0	113,142	7.3	6.47	2.29	△1.88	△1.57	△7.91
50	647,040	39.8	452,069	27.8	286,671	17.6	129,328	8.0	110,894	6.8	8.79	5.55	1.22	4.55	△1.99
55	682,878	40.5	467,358	27.7	287,573	17.0	140,070	8.3	109,057	6.5	5.54	3.38	0.31	8.31	△1.66
60	718,327	41.1	481,852	27.6	288,384	16.5	153,320	8.8	105,428	6.0	5.19	3.10	0.28	9.46	△3.33

〔備考〕(注) 地域の構成は次のとおりとする。

北勢地域……四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡

中勢地域……津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡

南勢地域……伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡

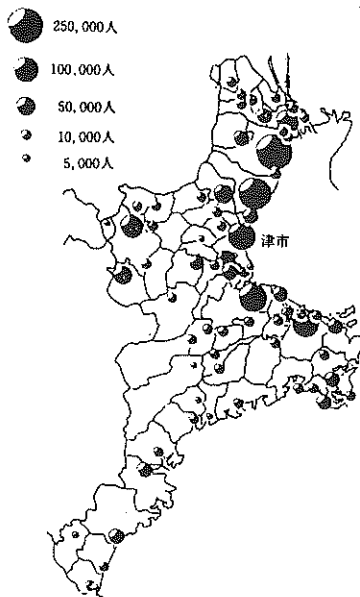
伊賀地域……上野市、名張市、阿山郡、名賀郡

東紀州地域……尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

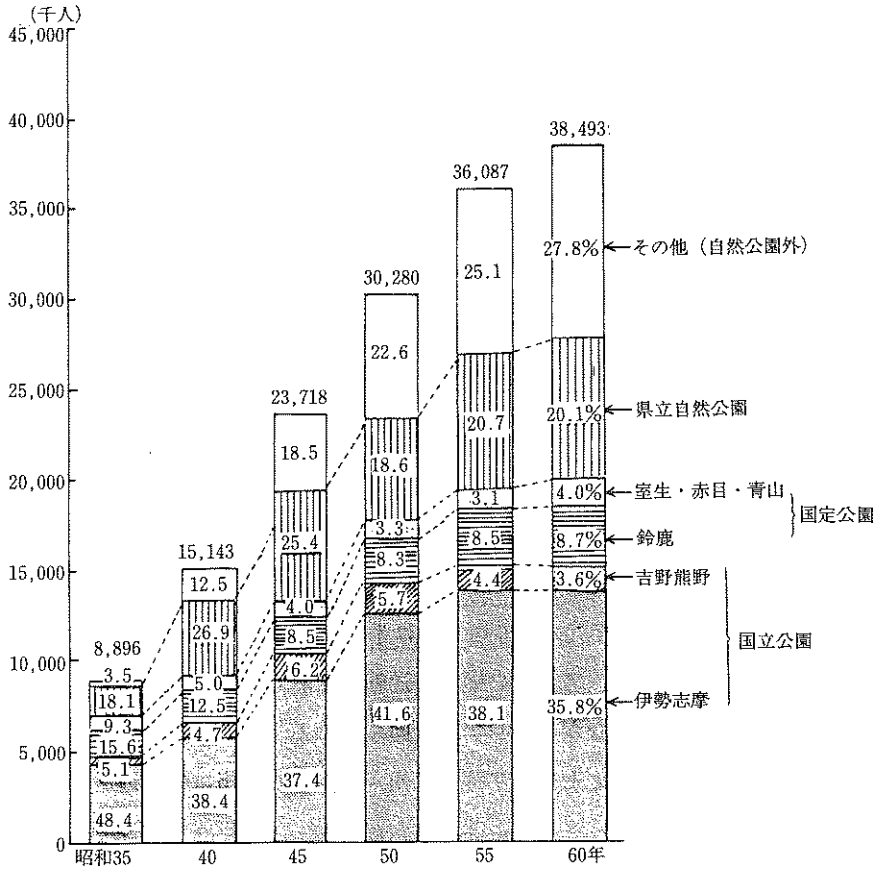
資料：総務庁「国勢調査報告」(以下同じ。)

第4表 三重県、一人当たりの分配所得

	1986	1987	1988	1989
県計	100.0	100.0	100.0	100.0
伊勢市	100.4	98.5	99.4	99.2
尾鷲市	97.5	94.6	92.1	89.1
鳥羽市	83.8	84.4	81.9	81.7
熊野市	65.6	71.3	69.9	70.7
明和町	84.9	82.1	77.6	78.8
玉城町	93.3	95.5	96.3	94.4
二見町	80.1	82.8	80.6	78.3
小俣町	91.6	94.2	95.5	91.7
南勢町	80.1	77.5	73.9	74.6
南島町	74.8	77.0	83.0	76.2
紀勢町	76.3	80.5	79.9	75.3
御園町	82.5	88.2	89.4	87.8
浜島町	74.5	78.1	81.8	75.0
大王町	68.7	71.2	70.4	72.1
志摩町	72.6	73.9	73.6	71.5
阿児町	83.7	81.1	77.6	78.4
磯部町	76.0	77.1	76.6	75.7
紀伊長島町	70.6	76.9	77.7	74.7
海山町	67.2	74.5	75.7	73.2
御浜町	69.4	69.0	63.5	62.7
紀宝町	65.4	71.5	67.5	62.0
紀和町	66.0	61.1	63.0	61.9
鷯殿町	89.3	105.6	101.6	97.8



第2図 市町村別人口分布(昭和60年)



資料：県観光国際課「観光レクリエーション入込客統計書」

第3図 観光地別観光客数

を含んでいる。ところが、1960年に48.4%を占めた伊勢志摩への観光客数も1985年には35.8%にまで減少し、それが全国に占める三重県の観光客割合を下位安定化させる要因となっている（第3図参照）。

この様に近年広がりつつある地域格差を、県内に広大な私有地をもつ近畿日本鉄道を中核企業としたリゾート企業による大規模開発とその地域的波及効果として地場産業振興、地元若者の雇用機会拡大、財政基盤の強化等を図り、格差是正を促すことが、県、市町村のリゾート計画策定に向けた根拠の一つになっている。

岐阜県でもほぼ同様の傾向が伺える。第5表「一人当たりの分配所得」で見ると、名古屋経済

圏に含まれる岐阜地域や大垣地域では県計の100.0を越えるものの、その他の地域、なかでも益下地域や飛騨地域はバブル経済下でも所得水準を下げる傾向にある。第6表の所得構成で見ても唯一0.3ポイントもの低下をみせるのは県最北部の飛騨地域である。この飛騨地域では、国勢調査が開始された1920年に総人口10.1万人であったものが戦前はゆるやかな増加を続け、さらに戦時・戦後初期にかけては帰村・疎開・開拓入村によって増加をみたものの、高度成長が始まった1955年に15.1万人を記録したのをピークに以後減少を続け、70年代低成長下の一時的鈍化を除いて、1985年から90年にかけて13.3万人から13万人へと再び減少傾向に向かっ

第5表 岐阜県地域間の市町村民所得の格差

	1985	1986	1987	1988	1989
県計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岐阜地域	107.8	108.5	109.0	108.6	108.5
大垣地域	102.0	99.7	100.5	101.3	101.1
揖斐地域	89.5	90.1	89.1	89.2	89.1
中濃地域	89.7	90.4	89.8	89.1	89.3
郡上地域	82.3	81.9	81.1	80.1	81.2
可茂地域	96.3	96.7	95.8	97.7	97.3
東濃西部	98.3	97.9	97.4	98.8	98.8
中津恵那	89.9	88.9	87.8	87.8	88.8
益下地域	89.4	90.6	90.8	87.6	87.3
飛騨地域	93.5	94.9	94.1	91.6	91.3
高山	100.2	101.1	100.8	97.9	97.8
吉城	89.1	90.7	89.6	87.2	86.4
大野	82.8	84.6	83.4	81.5	81.7

第6表 地域間の市町村民所得の構成比

	1985	1986	1987	1988	1989
県計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岐阜地域	49.9	41.2	41.4	41.1	41.0
大垣地域	15.7	15.4	15.5	15.6	15.6
揖斐地域	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1
中濃地域	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
郡上地域	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
可茂地域	9.1	9.3	9.2	9.5	9.6
東濃西部	9.9	9.8	9.8	10.0	10.1
中津恵那	6.3	6.2	6.1	6.1	6.1
益下地域	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
飛騨地域	6.1	6.2	6.1	5.9	5.8
高山	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1
吉城	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
大野	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

ている。

その一方で、飛騨地方は、豊富な温泉、山岳景観、歴史的町並み、民俗文化財、多数のスキー場等が集積する県下有数の観光地域であり、名古屋圏を中心に年間1千万人以上が訪れる内陸観光地域である。この優れた地域観光資源と実績ある集客力を生かし、新たに大規模なリゾート開発を行い、リゾート企業の誘致とその地域的波及効果として地場産業振興、地元若者の雇用機会の拡大、財政基盤の強化等を図り、県南部との格差是正を目指すことが、県、市町村のリゾート計画策定に向けての論拠の一つになっている。

最後に、愛知県におけるリゾート開発計画の背景を見ておこう。第7表の「一人当りの分配所得」では、尾張地域、西三河地域が経年的に県計100を上回っているのに対し、東三河地域は100を大幅に下回り、特に新城設楽、豊橋渥美の2地区の所得水準は県下でも最下位に位置し、1986年以降も遞減傾向にある。また、この東三河地域では、人口動向においても中核都市の豊橋市やトヨタ自動車の生産物流基地が立地する田原町を除く三河湾沿岸部と奥三河山間部の市町村において一様に人口流出、出生減による過疎化、高齢化が進行している。この傾向はリゾート法による重点整備地区を含む市町村では蒲郡市、渥美町において、奥三河では大部分の自治

体において顕著である¹²⁾。

三重県南部、岐阜県北部と同様、経済的不利地域といえる東三河地域は、他方で県内有数の観光レクリエーション資源集積地域でもある。東三河沿岸部には民間の海岸遊覧、遊園地、海水浴、温泉等が集積し、奥三河山間部には歴史文化資源や広大な森林公園が含まれている。このうちリゾート法の指定を受けた東三河沿岸部では、後背地に集積するトヨタ自動車や関連機械産業の福利厚生を目的としたプライベートリゾート施設が立地し、また、豊富な観光開発の経験をもつ名古屋鉄道や沿線開発を重視しはじめたJR東海等が参画した大規模な海上埋立事業が開始されている。このように温泉観光地からマリンリゾート地域へのイメージ転換、それによる知名度の向上、建設事業への受注拡大、地元雇用の拡大、財政基盤の強化等を図ることで、尾張地域、西三河地域との地域経済格差の是正を目指すことが、愛知県においてもリゾート計画策定に向けた論拠となっている。

リゾート計画が策定される背景には、以上概観した根拠以外にも各市町村固有の複雑な歴史的事情もあり、単純に当面する地域格差の是正を背景にしたものなどと言うことはできず、むしろ、それは建て前である場合が多いことにも留意しなくてはならない。そうした前提にたちつつ、次の章では3県で現在進んでいるリゾー

第7表 愛知県地域間の市町村民所得の格差

	1986	1987	1988	1989
県計	100.0	100.0	100.0	100.0
尾張地域	103.5	101.9	101.7	100.9
名古屋	110.6	108.8	109.8	108.8
海部津島	89.8	89.2	86.3	87.1
尾張西部	93.9	94.4	92.8	91.3
尾張中部	100.7	98.9	100.7	97.7
尾張北部	98.1	96.6	96.6	96.8
尾張東部	100.3	97.8	96.3	94.6
知多	100.4	98.3	95.4	95.2
西三河	117.1	113.9	115.6	109.7
豊田加茂	135.7	131.4	141.3	125.9
岡崎額田	107.3	105.3	101.1	99.6
衣浦東部	113.5	110.8	110.2	107.8
西尾幡豆	102.0	96.9	97.1	96.3
東三河	94.6	92.9	87.6	87.6
新城設楽	84.9	85.9	79.5	80.4
宝飯	98.4	96.3	92.8	92.8
豊橋渥美	94.2	92.0	85.9	85.6

第8表 地域間の市町村民所得の構成比

	1986	1987	1988	1989
県計	100.0	100.0	100.0	100.0
尾張地域	68.7	68.8	68.8	69.3
名古屋	34.4	34.4	34.4	34.8
海部津島	3.8	3.9	3.9	3.9
尾張西部	6.5	6.6	6.6	6.5
尾張中部	2.1	2.1	2.1	2.1
尾張北部	8.9	9.0	9.0	9.2
尾張東部	5.0	5.0	5.0	5.1
知多	7.8	7.7	7.7	7.7
西三河	21.5	21.3	21.3	21.2
豊田加茂	7.5	7.4	7.4	7.4
岡崎額田	5.1	5.2	5.2	5.1
衣浦東部	6.6	6.5	6.5	6.6
西尾幡豆	2.3	2.2	2.2	2.2
東三河	9.9	9.9	9.9	9.4
新城設楽	0.9	0.9	0.9	0.9
宝飯	3.6	3.6	3.6	3.5
豊橋渥美	5.4	5.3	5.3	5.1

ト開発の現状を概観しておくことにしよう。

第2章 90年代前期、観光リゾート開発政策の現状

(1)三重県、愛知県のリゾート開発政策

1) 三重サンベルトゾーン構想の現状

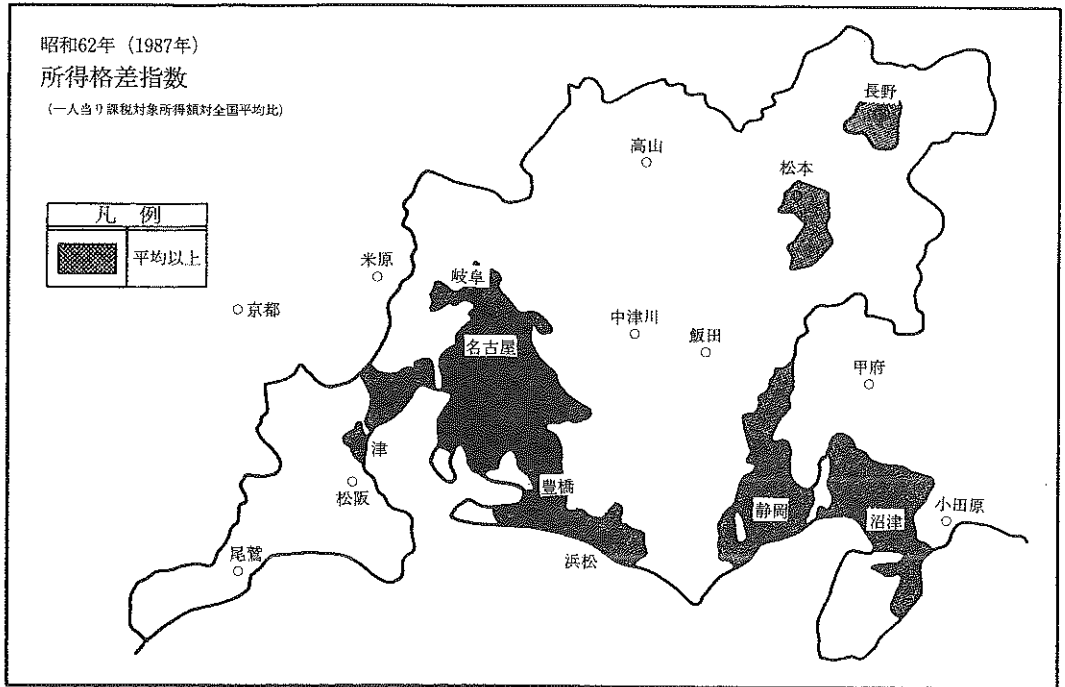
三重県では、1983年に第2次三重県長期総合計画を策定し、県南部の「伊勢志摩、東紀州地域」を「サンベルト地域」として位置づけ、「国民的、国際的な休養、保養基地」として開発整備することを公表している。その上で、1987年に総合保養地域整備法の第一号指定を得てこの「サンベルト地域」を特定地域として設定し、海洋性を基調とした滞在型・周遊型のリゾートゾーン開発を開始し今日に至っている。しかし、1991年10月以降内需拡大景気が急速に下降するなかで、三重県の「サンベルト」開発はいま大幅な見直しを迫られている。

第9表は、1992年9月現在のサンベルト開発の全体概要と、4市17町2村にまたがる重点整備地区に建設が進む特定民間施設の進捗状況を

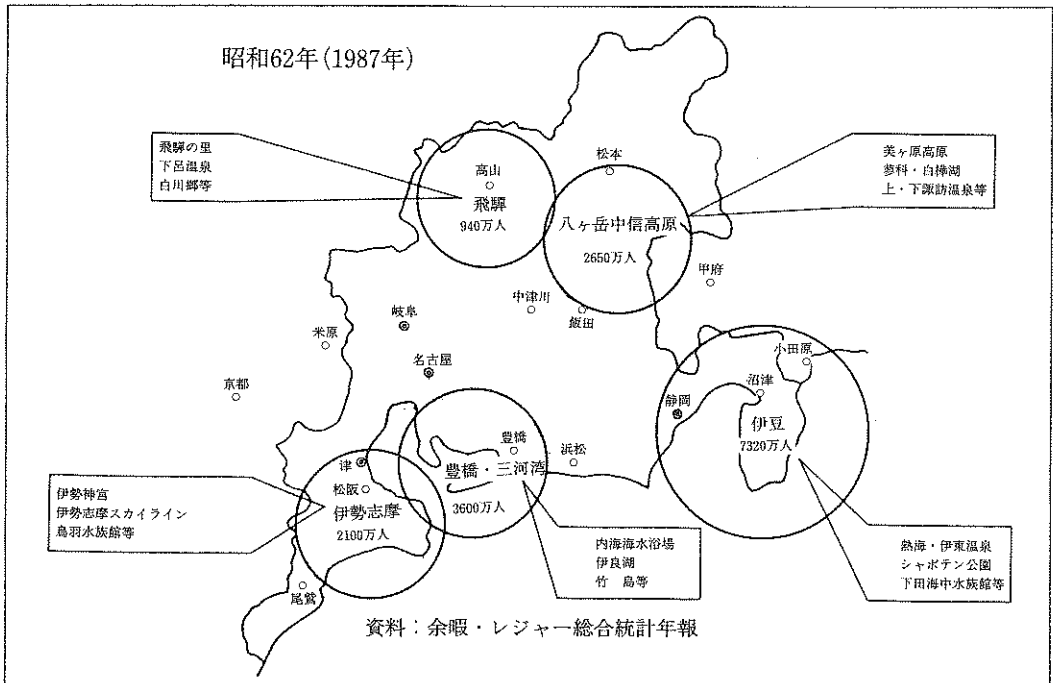
示している(第6図)。このうちリゾート法指定後開発事業が比較的進行している重点整備地区は、近畿日本鉄道(以後近鉄と略す)沿線の「伊勢・二見」「鳥羽」「南鳥羽・磯部」「奥志摩」など4地区に限定され、伊勢志摩以南の「南勢」「紀伊長島・海山」「尾鷲」「熊野・御浜」では計画の見直し等によって進捗状況は著しく遅れている。

4地区のなかで事業化の目途がたち、開業時期がほぼ確定しているのは、「伊勢戦国時代村」と「志摩スペイン村」である。どちらも民間企業が単独で進める大型テーマパークである。

伊勢戦国時代村は、東京に本社をもち日光江戸村をはじめ全国でテーマパーク事業の実績をもつ(株)大新東が進める事業であり、現地に事業主体として(株)伊勢戦国時代村を組織し、安土城を中心に織田信長が活躍した戦国時代を再現したテーマパークを想定して現在整備中である。総投資額は約250億円、予定敷地面積は33.4ヘクタール、年間来場者数目標は250万人を見込み、1994年4月のオープンを目指している。この事業に対して三重県は、91年度分として7億円の



第4図 各地域の所得格差指数



第5図 中部地方の主な観光レクリエーションコアと入込客

第9表 サンベルト構想の全体概要と進捗状況

全体概要

(1) 構 想 名	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想（昭和63年7月9日承認）
(2) 統一テーマ	ふりそそぐ太陽 Sun 紺 碧 の 海 Ultramarine 自 然 の 緑 Natural green
(3) 地域の特徴、性格及び機能	① 日本を代表するリアス式海岸等，海を舞台とした一大海洋性リゾートの形成 ② 伊勢神宮等の歴史，文化，伝統芸能とふれあい，質の高いヒューマンライフを満喫することができるリゾートの形成 ③ 国際コンベンション機能等の強化により，世界に開かれたリゾートの形成
(4) 対象市町村名	伊勢市，尾鷲市，鳥羽市，熊野市，明和町，玉城町，二見町，小保町，南勢町，南島町，紀勢町，御薮町，浜島町，大王町，志摩町，阿児町，磯部町，紀伊長島町，海山町，御浜町，紀宝町，紀和町，鷗殿村（4市17町2村）
(5) 対象面積	特定地域 156,249ha 重点整備地区 8地区 22,310ha
(6) 整備に際し配慮する事項	① 自然環境の保全と調和，② 農林水産業の健全な発展との調和，③ 居住機能との調和，④ 観光業の健全な発展，⑤ 地価の安定，⑥ 環境の保全，⑦ 自由時間増大の促進等
(7) 推進体制	国際リゾートゾーン推進本部（昭和62年1月設置；庁内各部局長等で構成） 国際リゾートゾーン推進協議会（昭和62年3月設置；産学官で構成） 三重サンベルトゾーン構想推進委員会（昭和63年12月設置；県，民間企業で構成） 三重サンベルトゾーン推進連絡協議会（平成元年2月設置；県，関係市町村等で構成） 伊勢・二見重点整備地区連絡委員会（平成2年3月設置；県，関係市町，関係団体等で構成） 鳥羽重点整備地区連絡委員会（平成3年8月設置；県，関係市，関係団体等で構成）

特定民間施設の進捗状況（平成4年9月現在）

重点整備地区	プロジェクト名	事業主体	進捗状況・プロジェクトの概要
伊勢・二見	伊勢戦国時代村	伊勢戦国時代村(株)	2年7月造成工事着工，5年4月オープン予定，総面積33.4ha
	二見プラザ	㈱夫婦岩パラダイス	平成12月16日オープン，延床面積16,600㎡
	伊勢ゴルフクラブ(仮称)	富士カントリー(株)	用地買取中，面積235ha（27ホール）
鳥羽	志摩芸術村〔志摩タラサ&リゾート(仮称)〕	㈱志摩東京カウンティ	芸術村ゾーン 造成完了 海洋療法施設 2年12月着工，4年8月1日オープン
	海の博物館	㈱東海水産科学協会	収蔵庫・研究棟元年6月完成（2年7月11日～収蔵庫公開） 本館4年7月14日オープン
	新鳥羽水族館	㈱鳥羽水族館	2年7月15日新館オープン(第I期)，第II期工事 4年6月着工，5年7月完成予定，延床面積17,700㎡
	近鉄志摩線複線化 〔全線25.2kmのうち 完成3.4km， 工事中16.9km〕	近畿日本鉄道(株)	完成：鶴方～賢島 工事中：鳥羽～中之郷・志摩磯部～志摩横山(H.5.3)，船津～加茂(H.5.7)，五知～上之郷・加茂～松尾(H.6.3)，松尾～白木(H.6.6)，白木～五知(H.6.9) ※()は完成予定年月
南鳥羽・磯部	志摩スペイン村	㈱志摩スペイン村 近畿日本鉄道(株)	テーマパーク 第三セクター3年5月設立，3年7月着工 6年春オープン予定(全体面積113ha，テーマパークゾーン34ha)
	伊勢志摩ゴルフクラブ(仮称)	大和ハウス工業(株)	平成4年1月着工 6年夏オープン予定
奥志摩	合歓の郷	ヤマハリゾート(株)	アクアパーク(63年夏)，ゴルフクラブ(元年10月)完成，センターハウス(延床20,000㎡)，マリナー(収容400隻)整備予定
	阿津里浜リゾート	阿津里浜リゾート	公害防止事業団の国立公園施設建設譲渡事業(2～5年度)，第三セクター3年2月設立，ホテル，オートキャンプ場，ビーチハウス等

南勢	五ヶ所湾ベイコミュニティ	箕面観光開発㈱	マリナー第1期増設工事にむけ協議中
紀伊長島・海山	熊野灘レクリエーション都市	紀伊長島レクリエーション都市開発㈱及び三重県	コテージ村元年4月完成、ウォータースライダー元年6月完成 高塚山展望台公園 2年12月開園 オートキャンプ場 4年5月オープン
熊野・御浜	七里御浜コースタルリゾート	パーク七里御浜㈱御浜町	ショッピングセンター、地場産業振興センター63年7月完成 中央公民館元年4月完成、ふれあい公園・リス村元年6月完成

(備考) 三重県観光リゾート振興課より



第6図 国際リゾート「三重サンベルトゾーン」

無利子融資を行い、景気後退下での工事の進展を支援している。

志摩スペイン村は、近鉄沿線の磯部町に近鉄が90%を出資し、残りを三重県と磯部町が出資してつくった第三セクター「㈱志摩スペイン村」が事業主体となって、住宅、コンドミニアム、ホテルを含む多機能性を備えたテーマパークとして開発中である。内訳はテーマパーク35ha、ホテルゾーン8ha、リゾートホテル・コンドミニアムゾーン33haで、総投資額は600億円、予定敷地面積は34ヘクタール、年間来場者数目標は300万人を見込み、1994年8月のオープンを目指

している。

志摩スペイン村は、1992年8月現在、全国48ヶ所で計画中のテーマパークのうち、ほぼ計画通りに進んでいる17ヶ所の事業の中で「東武ワールドスクエア」(栃木県藤原町)とともに最も順調に進むテーマパークといわれている¹³⁾。その背景には、三重県の強力な支援がある。県では水供給、減税措置、建設省の「テーマパーク整備事業」適用による取付道路(事業は県と磯部町)整備、下水道と駅前の整備(事業は磯部町)を計画し、さらにスペインのバレンシア州との友好提携の仲介を図るなどきめ細かな支援事業を行っている¹⁴⁾。

この他、事業が既に始まっている民間の大規模プロジェクトとしては、現在奥志摩地区で㈱ヤマハリゾートが事業を開始し、施設増設を計画中の「合歓の郷」がある。既に1988年にアクアパークが、89年にゴルフ場が完成し、今後センターハウス、マリナーの増設を計画中である。

大規模プロジェクトではないが、集客に不利な志摩半島奥部でも、官と氏が各々主導する発事業が予定もしくは実施中である。官主導では、郵政省が郵貯資金を活用して大王町で進める総合リゾート計画がある。総投資額は100億円、予定敷地面積は20ha、1997年の完成を見込んでいる。民間主導では、志摩町で川鉄商事が主導し、三重県と志摩町が参画した「阿津里浜リゾート」がある。事業主体は川鉄商事、県、町などでつくった㈱阿津里浜リゾート開発で、環境庁の外郭団体である公害防止事業団が伊勢志摩国立公園第三種地域にホテルなどを建設し、第三セクターに譲渡しつつ進めるリゾート開発である¹⁵⁾。

しかし、三重県におけるリゾート開発は順調

な事業ばかりではない。むしろ、見直しの進む事業も多く見受けられる。観光開発の先進地域では、鳥羽市において進められてきた「志摩芸術村」と「小浜半島開発」がそれにあたる。

志摩芸術村は、西武セゾングループの(株)志摩東京カウンティを中心に、三重県、鳥羽市等を加えた第三セクターによって総投資額840億円を着手された海洋性リゾート事業である。しかし、実際の営業はフランスから技術指導を得た海洋療法施設「志摩タラサ」が1992年8月に営業を開始したのみで、センターゾーンは建設されることなく、「芸術村」の名称は取り去られ、結局、志摩タラサ・リゾートとして営業を開始している。

さらに、「小浜半島開発」は、総投資額640億円を予定し、鳥羽市と近鉄、日本鋼管、清水建設など民間7社との間で第三セクターを設立したものの、「志摩スペイン村」を主要事業とする中核企業の近鉄が事業規模を徐々に縮小し始めたことから1992年3月には事業の凍結を余儀なくされている。このように開発事業が大幅に見直された背景には、バブル経済の破綻による中核大手企業の事業計画見直しがあることは言うまでもない。

このように開発先進地域では、地域内と沿線に広大な社有地を所有する近鉄の投資戦略がリゾート計画に対して大きな影響力を与えることになる。従って、三重県にとって、サンベルト開発を順調に進展させるには近鉄の投資戦略を促すことが極めて重要になる。推進体制の強化策としては、県がイニシアティブをとり、近鉄をはじめ民間企業を含めた「リゾート推進公社」を設立に導いた点をあげることができる。さらに、田川三重県知事と近鉄社長との会談を契機として開催されることになった「世界祝祭博」は、祝祭博に向けた幹線道路等の整備を通して、サンベルト開発を促すインフラ整備のテコをはたすことが期待されるイベントである。

他方、リゾート法指定まではリゾート計画はもちろん、これまで際だった観光開発のなかった地域でも、リゾート計画の見直しが進んでいる。未観光開発地域では参画企業も乏しく、行

政が建設運営を主導する場合が多く、しかも綿密なマスタープランや事前の経営計画がされないまま第三セクターを設立し、着手される事業が多い。その典型例が「七里御浜コースタルリゾート」である。

1988年7月に開店した運営主体で第三セクターの「パーク七里御浜(株)」は、開店当初を除いて計画通り進まず、民間資本の参画もなく、年間100万人の誘客も実現できぬまま、高額な物販設備投資と30億円弱に及ぶ長期借入金のため事実上の破産状態に陥り、現在経営維持のために町財政が支出を続けながら経営改善中にある¹⁶⁾。

以上のように、近鉄をはじめ名鉄、ヤマハリゾート、西武セゾン、川鉄商事、大和ハウスなど大手企業が参画したリゾート計画は整備中か一部稼働中のものが大部分で、現時点で「三重サンベルト構想」を地域経済効果や国民的保養の視点から総合的に評価することはまだ困難であろう。また、テーマパークも景気の後退による観光レジャー市場の不透明さを理由に、現段階での評価は難しくなりつつある。

しかし、リゾートビジネス先行の開発事業が幾つも挫折し、また建設過程での海洋汚染による漁業被害の拡大を心配し、全国的にも最大級の市場をもつ真珠養殖業者によるリゾート開発反対の決議が起こり、それを契機に漁民や住民が主体となって地場産業と両立する観光リゾートづくりを模索し始めている状況は、明かに三重サンベルト構想の進め方に対して見直しを迫るものと言えよう。

2) 愛知県の三河湾地域リゾート整備構想

1986年の前川レポート以後、最大の政策課題であった経済構造調整にとって最も重視されたのは、前章で述べた規制緩和と民活導入による外需依存型から内需主導型の経済構造への転換である。この構造転換に向け第四次全国総合開発計画は多極分散型国土形成の方針を打ち出し、東京、大阪とならぶ中京経済圏の活性化を唱えた。その中核となる活性化構想が、第6次愛知県地方計画の主要構想である「新伊勢湾都

市圏構想」である。そして、その構想の一角に据えられたのが三河湾地域リゾート構想である。

三河湾沿岸地域がリゾート法の指定を得たのは1991年3月のことである。所轄六省庁によって承認された愛知県の基本構想は沿岸市町村のうち4市10町、8万2223ヘクタールを特定地域に指定し、6つの重点整備地区を設けて、民間活力を導入し長期滞在型海洋性リゾートの整備を目指している。

第10表と第11表は、三河湾地域リゾート整備構想の概要である。この中には地域問題への対応を掲げた地域政策としての性格を強調する計画もある。例えば、蒲郡市や南知多町のリゾート計画は、既存の地場産業や温泉観光産業の停滞を補う活性化材料としてリゾートビジネスを誘致し、地元振興に役立てることを唱っている。また、田原町のリゾート計画は、就業機会以外のレクリエーション機能、生活機能、文化的機能を配し、自立型生活圏の形成を唱っている。一色町、渥美町、南知多町の各リゾート計画は、地元の若者に対する就業機会を増やし、過疎化に歯止めをかけることを唱っている。

各リゾート計画の論拠には、こういった相違が見られ、一概にリゾートビジネスの誘致により地方経済のサービス化を進め、過疎化、高齢化問題を克服することのみを求めている訳ではない。この点は三河湾リゾート構想の特徴であるが、さらに注目すべき点は、各リゾート計画の中には産業界の最大手企業が複数参画して株式会社形態の第三セクターを結成し、資本金面、技術面、経営面、人材面等の「ソフトウェア」において強力な実施体制を整えたりリゾート計画が見受けられる点である。その際の企業参画は、一業種一企業を原則とし、複数の大企業が参画して滞在型の複合リゾートを目指している。

蒲郡市の大塚地区や田原町の白谷海岸のリゾート計画には第三セクターとしてトヨタ自動車、日本電装といった大手自動車産業が参画している。この場合は、福利厚生事業としてリゾートを利用することが考えられる。また、田原町、蒲郡市、一色町等のリゾート計画にはヤマハが

参画し、プレジャーボートの生産販売、技術開発、マリナー整備など多角的な事業が予定されている。さらに、豊橋市、御津町、武豊町の計画では、都市生活および都市業務機能、生産物流機能等の配置が予定されている。

三河湾が名古屋都市圏に属し、日帰りレジャー圏にあることや、後背地にトヨタ自動車、日本電装といった大市場を控えている等、都市型リゾートとしての条件を備えていることから、多数の会員を募集して初期投下資金の回収を図り、新たな事業拡大に向かうケースの多い他県のリゾート開発とは、目的や事業内容において大幅に異なる面をもっている。

しかし、多数の大企業が参画し、大規模な埋立事業と産業進出が予定されているため、閉鎖性水域である三河湾の水質悪化の進行や市民の利用機会の喪失といった問題を一層強めることに対して危機感が生まれている。

沖合への大規模な埋立を伴う三河湾リゾート計画では、三河湾の水質浄化への配慮から「ミティゲーション」論を導入し、人工海浜の造成を随所で唱い、自浄能力の喪失を防ぐことを強調している。蒲郡市、田原町のリゾート計画や豊橋市のウォーターフロント計画の場合がそうである。しかし、それらには、残念ながら本来のミティゲーションが目的とする「過去の埋立開発により失われた沿岸環境を回復し、沿岸域の公共的市民的利用を促進する」という趣旨は唱われていない。むしろ、埋立地の周囲に親水護岸や人工海浜をつくり、埋立と環境創造をワンセットにした「開発に対する免罪符」となっているのが実情のようである¹⁷⁾。

三河湾沿岸を国民的保養の場としていくことはよいことである。しかし、そのためには年間を通して慢性的に赤潮を発生させる現在の沿岸利用を根本的に改め、リゾートとしてふさわしい環境を回復することが何よりも先決と言わねばならない。それには、内湾漁業の振興、湾内への窒素・リンの流入削減、新規埋立事業の停止、干潟や浅瀬の保護、既存埋立地や護岸への人工海浜造成、湾に面する森林や河川集水域の森林保全などの総合的な対策が急がれる。三河

第10表 三河湾地域リゾート整備構想の重点整備地区

＜南知多地区～南知多町，美浜町＞

地区面積＝1079ha

同地区では、南知多町においてリゾート計画が具体化されつつある。師崎地区・西浦海岸に計画されている「マリンメッセもろぎき」がそれで、その現状と課題は以下の通りである。

【南知多町の「マリンメッセもろぎき」】

- (1)運営主体：南知多リゾート開発株式会社（第3セクター）
- (2)運営構成と出資比率：南知多町（51%）、鹿島建設（15%）、豊田通商（15%）、川崎製鉄（5%）、名古屋鉄道（5%）、師崎漁業（4%）、住友生命（3%）、東海銀行（1%）、石橋組（1%）。
- (3)事業特性：西浦海岸を35.8haにわたり埋立て、総合観光施設の新設、商工業用地の確保、民間観光企業やホテルの新設、住宅地整備、駐車場整備を図る。
- (4)現状と課題：漁業者の合意が得られず、現在計画の進展なし。南知多町は観光漁業のメッカでもあり、埋立により漁業が出来なくなれば、地域産業を支える観光レクリエーション機能は衰退する。

＜一色・吉良・幡豆地区～一色町，吉良町，幡豆町＞

地区面積＝1032ha

同地区では、下記の2事業が目目される。ただし、何れも現段階でリゾート法の支援措置を受けていない。

【一色町の「佐久島アイランド・コミュニティー構想」】

- (1)運営主体：一色町
- (2)事業特性：佐久島内に多目的マリーナの整備と観光ホテルの建設を計画。ボートの係留のみでなく、悪化する操船マナーの向上を図る意味も含め、体験乗船機能を整備する。マリーナへの企業誘致に際しては、操船技術をもつ島の若者の雇用機会が確保されることを第一条件としている。
- (3)現状と課題：かつて事業計画が企業の採算性に左右された経験から、慎重に取り組んでいる。同構想の最大の課題は、「佐久島問題」と呼ばれる高齢化と若者の流出による過疎対策である。島の若者、漁業技術、自然環境を活かして無理のない形で雇用機会を創出し、島民全体のアイデンティティを高めることが課題と言える。

【吉良町の「宮崎漁港海岸環境整備事業」】

- (1)運営主体：吉良町
- (2)事業特性：人工海浜を整備し、海水浴場として観光化を進める。既存の海水浴場や内陸部の歴史遺産や歴史公園との連絡を図り、独立化しがちな観光資源の有機的一体化を進める。また、人工海浜に接続する海岸線にも水辺を復元し、堤防による「閉鎖型海岸」を砂浜を有した「開放型海岸」へ作り替え、観光客、地域住民の自由なアクセスを実現する予定。さらに、堤防には地元中学生による壁画コーナーを設け、環境教育の一環とする取り組みを展開中。
- (3)現状と課題：観光業を核とした第3次産業全般の活性化には寄与する事業である。しかし、近年海岸線にリゾートマンションが建設され、内陸から内湾にむけた景観が著しく損なわれている。

＜蒲郡・御津地区～蒲郡市，御津市，豊橋市＞

地区面積＝1462ha

同地区では、何れも蒲郡市による2事業が目目される。

【蒲郡市の「大塚地区臨海リゾート構想」】

- (1)運営主体：蒲郡海洋開発株式会社（第3セクター）
- (2)運営構成：愛知県、蒲郡市、大林組、国土計画、東海銀行、JR東海、日本電装、野村不動産、ヤマハ発動機、トヨタ自動車。
- (3)事業特性：海岸線を約117ha埋立て、マリーナ、高級リゾートホテル、リゾートマンション、総合文化センター等の形成（海の軽井沢）を図る。埋立地の海岸線には人工海浜を、埋立地内には人工水路を設け、親水性を高める。高級指向を徹底し、知名度の向上と企業誘致への起爆剤とする。
- (4)現状と課題：温泉観光地からマーケットの大きい複合リゾート地への転換を目指す。ただし、大小の旅館、染色産業等の地場産業に支えられてきた都市として、同構想が地場産業の振興に如何なる連関性を実現し地域経済力を強化しえるのか今後の大きな課題。

【蒲郡市の「蒲郡ポータルネッサンス21」】

- (1)運営主体：蒲郡市
- (2)事業特性：運輸省の港湾活性化事業である。竹島観光のグレードアップを図り、滞在型観光を促進する。その際、従来にはない港湾機能と都市機能の融合を臨海部に実現し、地元の商業・業務機能の活性化、都市型文化施設の配置によるアメニティの向上を図り、市民の生活環境をも向上させる。

(3)現状と課題：現在、緑地整備後の上物整備に着手している。課題としては、陸域の土地基盤整備で、地元地権者との交渉に不確定要素が多く、難航すれば民間資本導入・第3セクター設立に困難が予測される。

＜豊橋表浜地区＞

地区面積＝1082ha

豊橋表浜リゾートは、渥美半島の太平洋側に予定され、雄大な景観を活かし、内陸部の「サイエンス・クリエイト21」による先端技術産業化とも連携したリサーチ・アンド・リゾート型開発を計画している。また、同地区に含まれないが、市のリゾート関連事業として、同地区の隣接地に西部資本が進出し、200haに及ぶゴルフ場開発が決定している。ここでは、三河湾開発のなかでも最大規模が予測される豊橋港の臨海部および沖合い展開計画を紹介する。

【豊橋ウォーターフロント計画】

- (1)運営主体：国，県，市（未確定要素が多い）
- (2)事業特性：開発用地は約1400haを想定している。信州南部と浜松地区を結ぶ東三河地方の国際的拠点都市を目指し、外資進出の著しい豊橋港周辺臨海部の開発と人工島建設により、外資コンテナ整備，海外企業誘致，商業・業務機能の配置，生活ゾーン整備（人工海浜整備）など複合型再開発を進める。特に、中部新国際空港を意識した設計も検討している。
- (3)現状と課題：人工島計画地には漁業権がないため、公有水面上問題はないという。課題は臨海部用地の確保にあるという。今後、県の港湾計画改訂にあわせ、基礎調査を開始する予定。

＜田原海岸地区＞

地区面積＝1082ha

同地区内では、シデコブシの自生地ゴルフ場が計画されるなど、反対運動が生じている。以下では、建設省関連の臨海リゾート計画を紹介する。

【田原町の「田原海岸総合整備事業」】

- (1)運営主体：田原リゾート開発（第3セクター）
- (2)運営構成と資金構成：田原町（50.5%）、小野田セメント、東海銀行、豊橋鉄道、トヨタ自動車、豊田通商、名古屋鉄道、三菱総合研究所、ヤマハ発動機、渥美観光開発が各々5%、伊豆箱根鉄道（4.5%）。
- (3)事業特性：白谷海岸一帯が建設省のコースト・コミュニティ・ゾーン（CCZ）計画の指定を受け、海岸部を埋立て沖合い展開し、人工海浜，マリナー，リゾートホテル，リゾートセンター，多目的広場等を整備し、拠点都市豊橋の住機能を担いつつ、複合型リゾート開発を目指し、田原町の「文化誘致型リゾート都市」形成を促す。
- (4)現状と課題：漁業者との調整，事業地区にかかる住民の移転問題が難航。公有水面埋立法と自然公園法との調整が課題。

＜伊良湖地区＞

地区面積＝2357ha

同地区では、渡り鳥の中継点であり、ウバメガシの原生林が自生する伊良湖古山に、特定民間施設「伊良湖サンクチュアリー」が計画され、さらに、ウバメガシ原生林が自生する越戸大山地区では「林道大山線」が計画され、その影響が国際的関心を巻き起こし、反対運動を招いている。今回のリゾート計画で、貴重な自然環境が最も広範囲に分布する地区である。

【渥美町の「渥美地域リゾート開発とまちづくり構想」】

- (1)運営主体：第3セクターを予定。
- (2)事業特性：総投資額657億円で、フェリーターミナル，マリナー，リゾートマンション，ゴルフ場を整備し、1369億円の波及効果を試算している。各施設は、伊良湖港エリア，西浜直線海岸地区，渥美花の村関連地区，福江港・泉港エリア等広域的に複合型リゾート開発を展開予定。
- (3)現状と課題：園芸農業が主産業であるが、若者の流出が著しく、雇用対策を目指すと共に、将来の渥美縦貫自動車道を見越し、点的観光開発から面的複合リゾート開発への転換を目指している。大規模であるため、世界的に注目される自然環境への影響が心配される。しかし、具体化は今年度以降。

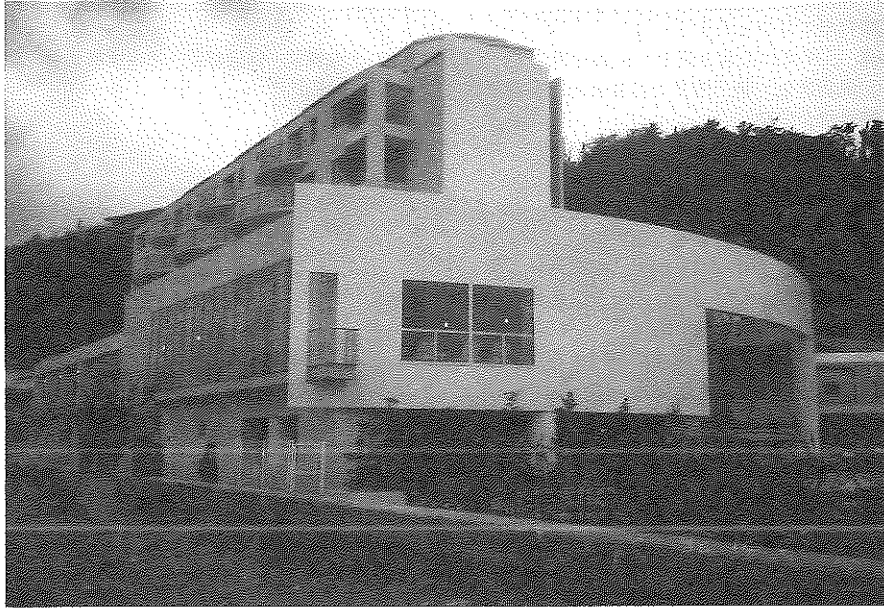
第11表 伊勢湾・三河湾の主なウォーターフロント計画（リゾート計画も含む）

<p>A. 新規開発型プロジェクト （伊勢湾，三河湾の公有水面を一定規模埋立て，その埋立地に生産機能，物流機能，都市生活機能，レクリエーション機能等を，単一的または複合的に整備使用する事業を含む。）</p> <p>(1)港湾関連複合開発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊橋ウォーターフロント計画（豊橋市） 2. マリンメッセもろぎき（南知多町） <p>(2)マリナーシティ・マリナーリゾート開発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 田原海岸総合整備事業（田原町） 2. 大塚地区臨海リゾート構想（蒲郡市） 3. 佐久島アイランド・コミュニティ構想（一色町） <p>(3)廃棄物埋立処分跡地整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 南5区埋立事業（名古屋港管理組合） 2. 西1区埋立計画（名古屋市） <p>(4)都市生活関連施設整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公有水面埋立事業（常滑市） <p>(5)臨海工業用地整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工業用地埋立事業（御津町）
<p>B. 再開発型プロジェクト （既存の生活機能，生産機能，物流機能を解体もしくは再編成し，新たな都市生活・業務機能，近代的物流機能等を再整備する事業を含む。）</p> <p>(1)港湾地域再開発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2号地再開発（名古屋市，名古屋港管理組合） 2. 衣浦ポートルネッサンス21計画（半田市） 3. 蒲郡ポートルネッサンス21計画（蒲郡市） <p>(2)臨海工業地域再整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西4区，5区（名古屋港管理組合）
<p>C. 環境整備型プロジェクト （水際線を含め，陸域海域の自然的環境を保全したり，新たに人工的整備を施し，オープンスペースを創造する事業を含む。）</p> <p>(1)野間崎燈台周辺整備事業（美浜町）</p> <p>(2)漕艇場整備事業（東浦町）</p> <p>(3)白い砂浜のあるふるさとの海づくり事業（常滑市）</p> <p>(4)宮崎漁港海岸環境整備事業（吉良町）</p> <p>(5)新舞子地域開発計画（知多市）</p>

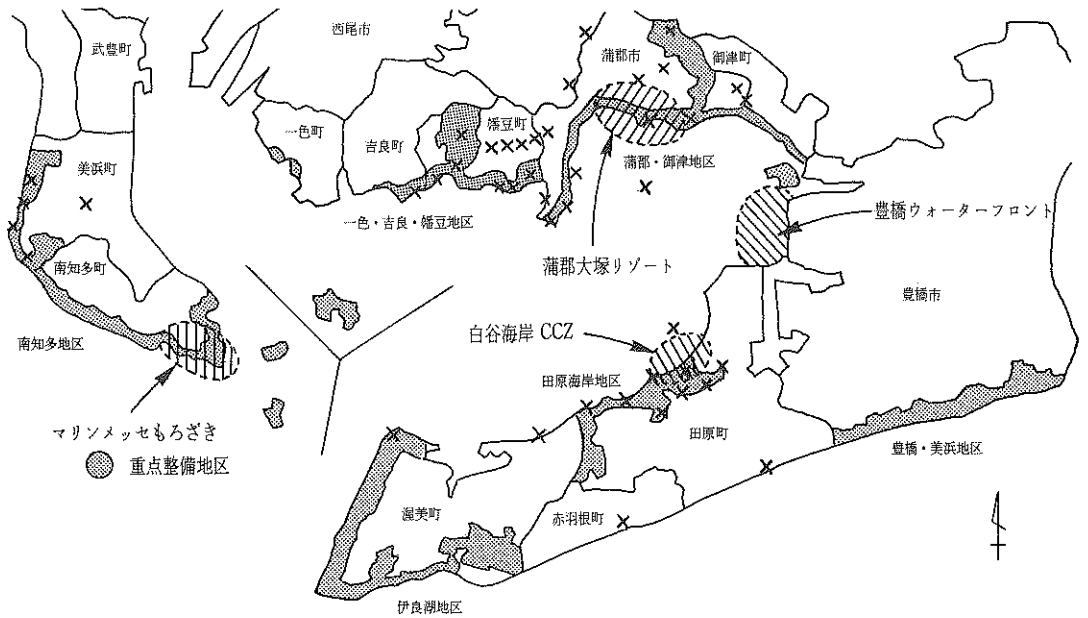
湾内の干潟を含めた水深5～10メートル程度の浅瀬は，年々埋立事業によって減少している。もし，高度成長期から現在に至る埋立事業を行わなかったとすれば，干潟等のもつ海水自浄作用によって，今日慢性化している赤潮や貧酸素水塊は生じないか，軽減されていたであろうという注目すべき報告もある¹⁸⁾。リゾートとしてふさわしい三河湾を回復するためにも，以上の総合的な対策がまず急がれるべきである。それとともに現在の埋立地については企業誘致等よ

りも市民的利用を優先し，人々の生活と関心を海へとりもどすことが重要である。

また，三河湾地域リゾート構想では，各地区の開発計画のネットワーク化が強調されながらも，実際には湾内の市町村間で計画を調整し，機能分担や沿岸の連続的有機的利用を試みる姿勢が見あたらない。そのため内容の類似したりリゾート計画が並んだり，重工業的利用計画とレジャー利用計画が並立したり，さらに計画どうしが開発競争を演じるような事態も生んでい



トヨタ自動車が蒲郡市の国体用ヨットハーバーに沿って建設した
保養施設「セイラス蒲郡」



〔備考〕 ×印は、1990年、三河湾国定公園内の保護地区の中で、開発可能となった箇所または開発規制が緩和された箇所。全部で64カ所に及び、リゾート法の重点整備地区と重なる箇所が多く見られる。

第7図 三河湾リゾート地域内の重点整備地区と規制緩和

る。

基本構想を策定した愛知県の調整が不十分であったこと、各リゾート計画においても第三セクターに参画する企業の開発戦略を優先したこと、さらに各計画の責任者である市町村長の間でじっくり調整を行う機会がもたれなかったことなどが、そうした事態の背景に見受けられる。

(2)岐阜県の観光リゾート開発政策

東海3県のなかで岐阜は、唯一リゾート法の適用を受けていない県である。しかし、県では、それに変わる県固有のリゾート構想とでもいべき「ニューリゾート基地構想」を1991年10月策定し、県内全域を対象に市町村のリゾート計画を誘導する準備を進めている。県内全域をリゾート対象に据えるとはいえ、最も開発計画の集中している地域は、高山市を中核都市とする飛騨15市町村である。飛騨地域では、ニューリゾート基地構想が打ち出される以前に、各市町村が先を争うように独自にリゾート計画を公表している。その中の幾つかは、リゾートブームの追風に乗って飛騨にやってきた大手開発資本との間で開発交渉を行なった経験をもつ。そして、既に開発メリットがないと判断され、一方的に交渉を打ち切られた計画もあれば、バブル経済の崩壊によるリゾートビジネス変更の余波を受け、計画の全面見直しや中断を迫られた計画もある¹⁹⁾。

地方拠点都市法の指定を受け、国際交流拠点としての整備が具体化しはじめ、中部縦貫自動車道や東海北陸自動車道といった高速道路網も間近に迫る飛騨地域では、高山市や御岳山麓、北アルプス山麓を中心に、いま再び観光・リゾート・ビジネスの触手が伸び始めている。以下では、飛騨において顕著な2つのタイプの観光リゾート計画を概観する。

(a)自治体が主導する小規模リゾート構想

第12表は、1992年3月現在、飛騨地域内の市町村が計画している観光リゾート構想である。一般的にスキー場、スポーツ施設、自然レクリエーションの計画が多い。市町村がマスタープ

ラン策定に際してイニシアティブを取ってきたとはいえ、全体計画や個別施設の運営は、自治体単独、民間企業単独、公民合同、組合方式、第三セクター（主に株式会社）等、様々な方式が導入されている。

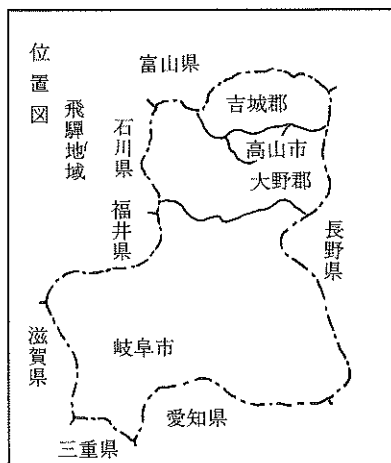
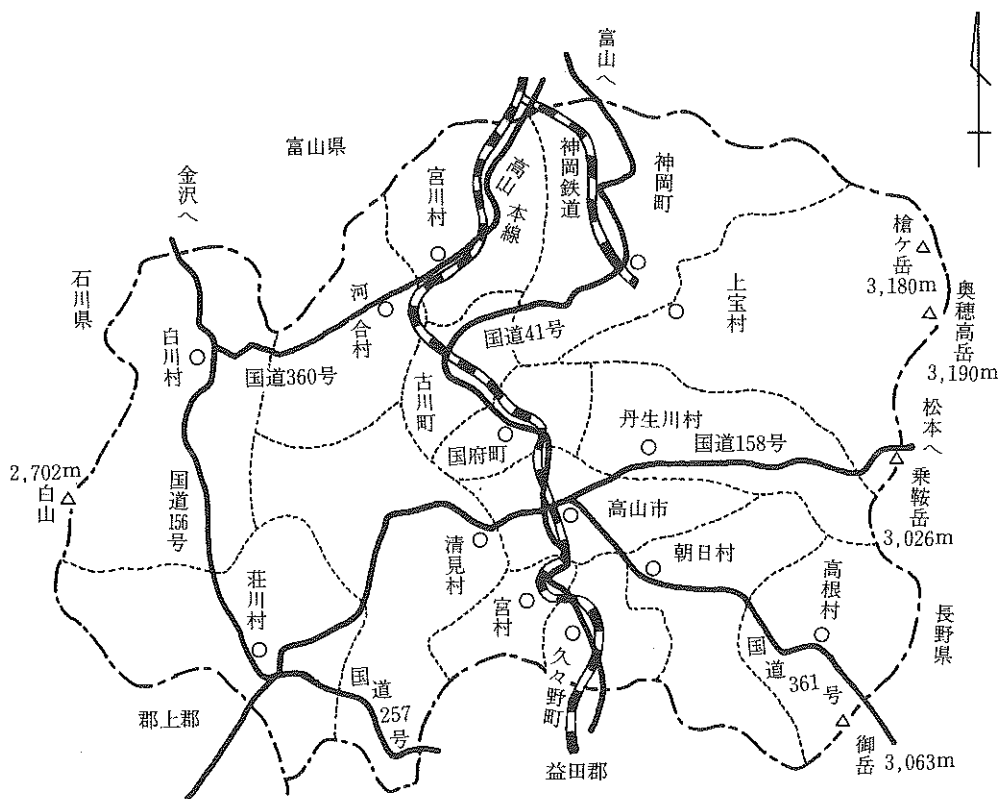
昨年度のヒアリング調査によってこれに類する観光リゾート計画として、1)古川町の「飛騨古川桃源郷温泉周辺リゾート」、2)久々野町の「ふるさとくぐりの会」、3)上宝村の「広域観光ルート拠点整備計画」、4)丹生川村の「ホワイトリゾートゾーン計画」、5)清見村の「清見農村滞在型観光整備事業」、6)宮川村の「みやがわ、まるごと公園化計画」、7)河合村の「みどりと白銀かわいむらんど」、8)朝日村の「観光資源振興事業」、9)荘川村の「飛騨ふるさと村構想」など8事業が各自治体の代表的プロジェクトとして紹介されている。

以上の計画に共通する特徴は、既存の観光資源を工夫して生かした中小規模の計画が多く、ツーリストが滞在・参加しながら創作・体験活動を行える機会をつくり、都市民と地元住民の交流を図り、自治体、住民が意識変革を通して主体的に地域づくりに参画し、内発的に産業振興を進めようと努力している点にある。従って、開発の目的は「雇用拡大」「所得水準の向上」「税収増」など経済波及効果ばかりでなく、ツーリストの訪問や都市民との交流を住民自身が楽しみ、豊かさを実感し、地域を見直す点にもある。

また、個々の計画が独自のテーマ性をもっているため、各計画に差異性・個性が生まれている。従って、ツーリストにとっては目的に応じ各計画どうし、あるいは各計画内の観光リゾート資源をネットワークすることによって、飛騨の観光リゾートを楽しむことができる。

古川町の計画で注目されるのは、従来からの歴史的伝統的な町並みや祭りといった町の観光資源に、新たに「世界の音楽家」を招き町民との交流の場を設けるといったイベントを加え、世界的評価を仰ぐような歴史・文化・芸術の情報発信基地づくりを、まちづくりの中核にすすめている点である。既に白壁、堀割、鯉、お越し太鼓の祭り、そしてクラシック音楽の里として、

第12表 飛騨地域における市町村別観光リゾート開発計画 (1992年3月現在)



観光リゾート開発政策の地域計画論的再考（鈴木）

市町村名	プロジェクト	機能						全体規模 (ha)	事業主体	プロジェクト名称
		スキー場	ゴルフ場	リゾート施設	スポーツ	教育・文化	宿泊・保養			
高山市	1			○				1,600	組合	森林レジャー基地計画(森の遊園地)
	2			○	○	○	○	100	民間	森のリゾート・高山ランド
	3						○	139	公共	高山市歴史的地区環境整備街路事業
大野郡	丹生川村	1	○	○	○			1,000	公共, 第3セクター	十二ヶ岳高原スポーツリゾートゾーン
		2	○		○		○	500	未定	五色ヶ高原総合スポーツレジャーゾーン整備計画
		3	○			○	○	200	民間, 第3セクター	夫婦高原総合スポーツリゾートゾーン整備事業
		4	○		○	○		150	第3セクター	丹生川ダム湖周辺リゾート開発事業
	清見村	1	○	○	○	○	○	1,602	未定	竜ヶ峰高原スポーツレクリエーションリゾート整備事業
		2			○			○	6.5	公共
	荘川村	1	○		○	○	○	725	第3セクター	山中山開発事業
		2	○	○		○	○	756	第3セクター	一色高原開発事業
		3	○			○	○	300	第3セクター	見当山観光開発事業
		4		○				120	民間	岐阜大野カントリークラブ開発事業
		5			○			未定	第3セクター	御母衣湖周辺総合開発事業
	白川村	1	○	○			○	未定	第3セクター	トヨタ白川自然村開発事業
		2	○	○			○	未定	第3セクター	白川郷天生高原開発事業
		3	○				○	未定	第3セクター	白川郷大白川リゾート開発事業
		4					○	49	公共	白川村特定環境保全公共下水道事業計画
	宮村	1			○	○		200	公共, 第3セク, 民間	飛騨高原観光開発事業
		2					○	10	公共	臥竜桜の里づくり事業
		3				○		50	民間	くぐの多目的スポーツリゾートゾーン整備事業
	久々野町	1				○		20	公共, 第3セクター	飛騨高原観光開発
		2		○	○	○		—	公共	ふるさとくぐの会
3						○	—	公共	御岳高原森林空間総合利用事業	
朝日村	1	○	○	○	○	○	80	民間, 第3セクター	日和田高原リゾート開発	
	2	○			○		800	民間	オケジッタスポーツゾーン整備事業	
高根村	3	○		○		○	29	公共	野麦リゾート計画	
	4	○	○	○	○	○	165	民間	千間檜高原開発計画	
	5	○				○	600	民間	子ノ原高原開発事業	
	1	○	○	○	○	○	650	公共	数河高原スポーツリゾートゾーン整備事業	
	2	○	○	○	○	○	420	公共, 第3セクター	飛騨古川桃源郷温泉周辺リゾート	
吉城郡	古川町	1	○	○	○	○	780(見直し)	第3セクター	飛騨国府複合リゾート開発計画	
		2		○		○	150	第3セクター	グリーン飛騨ヘルシーランド整備事業	
		3			○		○	60	公共	ふるさと創生拠点整備事業
河合村	1	○		○	○		305	公共	緑と白銀かわいむらんどリゾートゾーン整備事業	
	2			○	○	○	120	公共	飛騨みやがわスポーツの森リゾートゾーン整備事業	
	3			○	○		350	公共	飛騨みやがわエコイ高原総合リゾートゾーン整備事業	
	4			○		○	5	公共	飛騨みやがわ民俗芸能リゾートゾーン整備事業	
	5			○		○	200	公共	飛騨みやがわ万波高原リゾートゾーン整備事業	
福岡町	1	○		○	○		6	公共	飛騨みやがわぬくもりのプチリゾート整備事業	
	2				○		246	公共, 組合	流業スポーツ・音楽リゾートゾーン整備事業	
	3	○		○			10	第3セクター	メインランドひだ神岡整備事業	
上宝村	1	○	○	○			671	公共, 第3セクター	エコランド山-の村リゾート整備事業	
	2	○		○			308	公共, 第3セクター	平瀬温泉リゾートゾーン整備事業	
	3			○		○	403	公共, 民間	奥飛騨温泉村総合リゾートゾーン整備事業	
	4	○		○			603	公共, 民間	新穂高温泉総合リゾートゾーン整備事業	
	5	○	○	○			326	公共	右俣・左俣総合自然リゾートゾーン整備事業	
	6	○	○	○			215	公共, 第3セクター	上宝高原総合ファミリーリゾートゾーン整備事業	
							216	公共, 第3セクター	双六溪谷総合リゾートゾーン整備事業	

〔備考〕

○ この表は、三菱総合研究所が平成元（1989）年3月に報告した「丹生川村リゾート開発基本計画策定調査報告書」中の市町村別構想を平成4（1992）年3月に岐阜県飛騨県事務所が確認・修正し、さらに今回の調査結果を踏えて、鈴木が加筆・修正した。尚、大部分の事業が現在実施計画の策定作業中か、実施中の事業である。

まちづくりに向けたコンセプトもできつつある。滞在機能は弱いものの、イベントへの参加・体験を味わうことができる。

久々野町の計画で注目されるのは、1980年に発足した「ふるさとくぐりの会」による住民、行政一体となったまちづくり運動である。ふるさとを持たない都会の人々を特別町民として登録し、特産の桃、リンゴなど四季折々の品の他、飛騨牛などの宅配、イベントへの招待、町営スキー場への優待などを行い、会報を発行し、都会の人々と町民が家族ぐるみで交流しながら地域の産業振興を進めていこうという取り組みである。バブル経済の崩壊後、大規模なリゾート計画の見直しが進む中で、行政、農協、漁協、宿泊組合など地域の担い手が一体となり、住民参加、人的交流、自然保護を原則に進める地域活性化方策として注目されている。

上宝村の計画の特徴は、温泉と山岳観光をテーマに、滞在型の観光地づくりを、外部資本にも極力依存せず、地元が主体となって進め、発展させていこうとしている点にある。上宝村は平湯、新平湯、福地、栃尾、新穂高の5温泉地からなる奥飛騨温泉郷をもった中部有数の温泉観光保養地である。同村では、外部資本による乱開発や風俗の低下を嫌い、地元資本による温泉旅館の経営、レクリエーション施設の運営などにこだわり、一大温泉観光保養地を形成してきた。今後もこの方針を堅持しながら、高山市とはキャブテンシステムによって、また隣接する神岡町や丹生川村の高原、山岳観光とは道路整備によってネットワークし、既存の温泉観光と新たな高原・山岳リゾートとを融合した滞在型の観光リゾート基地づくりを進めて行く予定である。

丹生川村の計画の特徴は、雪をテーマにした国際的なスノースポーツ・ゾーン整備を地元主導で進めていこうとしている点にある。丹生川村は、既に乗鞍スカイライン、飛騨大鐘乳洞、円空仏で知られる千光寺などの観光資源に恵まれ、冬季の朴の木平スキー場、ロッセ高原スキー場の利用と合わせ、観光産業が地元経済の重要な柱をなしている。村民の中にも夏季は農業、

冬季はスキー場などの観光産業に従事する者が多い。丹生川村の計画は、このうち利用客の多い冬季のスキー関連産業を充実させ、高山と奥飛騨温泉郷の谷間＝通過点からの脱却をはかり、就業の機会も増すような差異性のあるテーマとイベントをもった滞在型のウインターリゾート基地を、村主導で進めて行こうとしている。

宮川村の計画の特徴は、全村公園化構想であろう。これは村を六つの地域に分け、特色を生かした独自のテーマを設定して開発し、六地域をネットワークして村全体を公園化しようというものである。その中で中心となるのが「飛騨マンガ王国」である。過疎債を投じて建設予定の温泉施設に隣接させ、宿泊施設、研修室、5万冊のマンガを集めた「マンガ図書館」とマンガ林間学校などをつくろうというものである。これを冬のスキー場、夏のヤナ場、温泉とネットワークし、4点セットで通年型の観光立村を目指している。

河合村の計画の特徴は、3つの拠点事業からなる。ひとつは「歴史の里整備事業」で、既に「いなか工芸館」など一部施設が完成している。二つ目は「フィッシングランド整備事業」で、釣りを楽しめる人工河川、野外ステージなど数多くの施設整備が現在進行中である。三つ目は「ぬくもりの里整備事業」で、スキー場関連施設の整備が進行中である。他町村と比較して、きわだった差別性、独自性を感じさせないが、随所に工夫を施しつつ着実に完成に向け進展している。この中でリゾートビジネスの可能性を探る事業として注目されているのが、リゾートビジネス専用の「貸別荘」の建設である。ユーザーハウスと名付けられたこの貸別荘は、過疎債を利用して建てられたものである。従来、過疎債といえば道路整備などに運用が限定されていたが、河合村では以前から肥育牛、和紙、山菜加工、温泉施設、いけす養殖など数々の産業振興に運用して注目されており、その延長線にあるユニークな試みといえよう。

朝日村の計画の特徴は、村内に分布する数々の観光資源を生かしつつ、民間資本のレジャー

開発を交えながら、観光立村を目指している点にある。秋神地区での観光開発には目を見張るものがあり、人口動向も微減にとどまっている。秋神温泉は秋の紅葉シーズン、冬の「氷祭り」期間中には全国から「口こみ観光客」が訪れる。鈴蘭高原では東海ラジオが参加している「御岳鈴蘭高原開発株式会社」が、スキー場の開発を進め、名古屋方面を中心に多くのスキー客を迎え入れている。この他、オートキャンプ場をもつカクレハ高原、乗鞍岳を湖面に映す美女ヶ池などを有す美女高原も、行政が中心となって、積極的な観光振興に取り組み、徐々にその成果を生みつつある。

清見村の計画は、かつて大日本土木などからゴルフ場とスキー場を抱き合わせたリゾート計画が持ち込まれたことに始まる。しかし、基幹道路から各施設へ通じるアクセス道路を整備する計画が村になかったことから交渉は中断したままになっていた。これを契機に、同村では、域外大企業の参画をまつことなく体験農園づくりを中核にした滞在型の農村観光地づくりを進め、自然環境に無理のない施設整備を施し、村民の雇用と関連事業の拡大を進め、都市民との交流によるむらづくりを促す地域資源利用型の観光リゾート計画を進め、まもなく完成の予定である。

荘川村の計画は、他には類例を見ないユニークな試みとして注目を集めている。飛騨ふるさと村構想は、都市民との交流を通じて村の活力を導きだそうとする荘川村と、労働時間短縮と組合離れが進む中で労働組合の企業内外における存在意義を強化し、また労連設立20周年を記念し地域社会への貢献を目指す全トヨタ労働組合連合会が3年間にわたって協議し、1992年8月に開村に至った交流事業である。組合員は荘川を「第二のふるさと」とし、家族とともに地元の民宿に宿泊し、農作業を体験したり、釣りや山菜取り、スキー大会、星空観察、荘川村ふるさと祭りなど各種イベントへ参加し、さらに地元産品の直送販売によって過疎化に悩む荘川村の地域産業振興に協力していくことをねらった事業である。既に月平均100家族が同村を訪れ

ており、順調な滑りだしをみせている。今後は農園、キャンプ場、田畑等の整備を行い、将来的には交流窓口一本化とサービス向上のために第三セクターでの運営を目指している。

(b)大規模、域外大企業参加型リゾート計画

飛騨地域には大企業が参画したリゾート計画もある。高根村の「千間樽高原開発計画」、神岡町の「エコランド山之村計画」、国府町の「飛騨国府複合リゾート開発計画」がそれである。

高根村の「千間樽高原開発計画」では、公共部門では高根村、久々野町、朝日村、益田郡の小坂町の2町2村、民間企業ではJ R東海などが参画し、当初「御岳・鈴蘭高原森林空間総合利用促進協議会」を結成し、今日第三セクター「飛騨森林都市企画株式会社」の設立に至っている。また、同計画は、林野庁のヒューマングリーンプランの指定を得て御岳山麓の国有林を切り開き、ホテルやスポーツ施設の建設を第三セクター、J R東海、地元企業が中心となって進め、早ければ平成7年（1995年）に、スキー場とホテルの一部を開業する予定である。

第三セクター「飛騨森林都市企画株式会社」の資本金は1億5千万円で、J R東海が約60%の9千万円を出資し、高根村が3千万円、隣接する朝日村が1千万円、久々野町、小坂町、飛騨大野農協がそれぞれ5百万円、林野弘済会が2百万円を出資している。

今後の事業の進展は、出資比率が圧倒的に高いJ R東海の事業戦略に大きく左右されることになろう。近年サービス事業分野に意欲的に進出しているJ R東海が中心事業体であることから、規模の大きさに見合う十分な需要を全国レベルで作出すことは可能であろう。つまり、高山本線、中央本線という大動脈を持ち、名古屋圏はもちろんのこと、新幹線とも接続を図り首都圏や関西圏からの誘客にも力を発揮することが可能となろう。J R東海は既に愛知県蒲郡市沿岸で計画中の大規模リゾート開発計画「海の軽井沢構想」、高山市郊外で中部日本放送、飛騨庭石とともに建設段階にある「森のリゾート・高山ランド」といった各事業にも参画して

おり、東海地方では3つ目のプロジェクト、岐阜県内では2つ目のプロジェクトである。

ところで、JR東海の高い誘客能力を背景にしつつも、高根村など公共部門の取り組みは極めて慎重なようである。例えば、「第三セクターを設立する場合にも地元の意見が反映できる体制にする必要がある」といった配慮や、計画への住民参加をめぐることは、1990年8月「リゾート開発に対応していくための『高根村の自然を生かした村づくりの会』を結成し、リゾート開発と村づくりに関する勉強会を重ねる」といった姿勢に、その一端をかいまみることができる。

その背景には、高度経済成長期、高根村では様々な観光資本の急激かつ強引な進出を許し、そのため商業主義的な乱開発を招き、地域住民の生活基盤の破壊や、自然環境の商品化、破壊に直面した経験があるためでもある。しかも、環境保全を重視した開発でなくては世論の合意は得られないと言う現実があることも、その一要因であろう。今後は住民参加が形式ではなく実効性の面でどのように実現されているかが問われることになろう。

尚、高根村には同計画以外にも、企業単独による観光開発構想がある。名古屋鉄道が社有地で進める「日和田高原開発計画」がそれである。この計画は、同村内で展開中の6ヶ所の民間観光開発のなかでも群を抜いて規模が大きい。現在、同高原への国道整備にともない徐々に計画の進展を見ているようである。

神岡町の「エコランド山之村計画」は、公共部門では神岡町が、民間企業では大日本土木を中心とした近鉄グループ、高原農協、十六銀行、金子工業、協同組合岐阜県総合卸売センターが参画し、第三セクター「神岡高原開発株式会社」を設立している。

この計画でも民間企業の果たす役割は極めて大きい。この計画を左右しているのが、第三セクターの出資比率の80%を占める大日本土木を中心とした近鉄グループである。なかでも旅行サービス事業を全国ネットで展開し、三重県を中心に観光開発の実績とノウハウをもち、高い誘客能力を備えた近鉄グループの影響が今後大

きくならう。また、施設の多くは会員制を原則としており、ビジター利用は限定されている。

ここでも課題がない訳ではない。今後高速道路が整備されたとしても、名古屋、東京、大阪から3時間以上を要し、積雪期が4カ月に及ぶ当地で、ゴルフ場やリゾートマンションといった高額の会員権の売買が、他地域の同一商品との競争、景気低落が続くなかで、全体計画を実現させうるほど順調に行えるかはまったく不透明である。さらに計画の重要な目的の一つである若者たちにも手軽に利用できるレクリエーション施設をリゾート計画の中に位置づけるという当初方針が、会員制施設の整備が優先して進み中で、はたして実現できるのか、これも不透明である。

神岡町には、この計画以外にも山之村伊西地区において、全国初の中小企業庁の高度化資金を活用した岐阜県高度化事業懇談会による「共同リゾート構想」がある。同会がリゾート計画を構想した背景には、中小企業にとってますます深刻化する人手不足への対応と、中小企業労働者の福利厚生の実施という課題があった。中小企業にとって人材確保のために保養所など福利厚生施設を充実させることが急務であることは随分以前から指摘されてきたところである。しかし、個々の企業単独では資金力の限界があるため困難であった。そこで、中小企業が共同して労働者のためにスポーツやレクリエーション施設を整備し、滞在型の大型リゾート基地を設けようとしたのが今回の計画である。しかし、この計画も、景気低迷のなかで現在中断を余儀なくされている。

いわゆるバブル経済の崩壊によるリゾート計画の見直しは、国府町の「飛驒国府複合リゾート開発計画」においても見られる。当初、同計画は、公共部門では国府町が、民間企業ではミサワリゾートとミサワホームといったミサワグループ、飛驒ハウジング、にじゅういち、吉城農協、十六銀行、北陸銀行、プリブラにじゅういち、リゾート四十八などが推進主体になり、第三セクター「飛驒国府リゾート株式会社」を設立し、平成2年（1990年）には事務所を開設

している。さらに、開発予定地の4割強を占める国有林についても林野庁の「ヒューマングリーンプラン」の指定を受けている。

この計画を終始左右してきたのは、資本金の51%を握るミサワグループであった。ミサワホームの三沢社長が掲げる事業戦略は「ゴルフ場とコテージを開発の軸」にすえ、「銀行からの借入れを減らし、会員権販売によって資金を調達する」といった収益優先、安全経営を大原則とするリゾートビジネスにある。この戦略は当然国府町のリゾート計画にも持ち込まれることになる。

しかし、バブル経済の崩壊により、全国的なゴルフ場会員権の値崩れが始まる中で、ミサワグループが全体計画となる複合リゾート計画の変更＝ゴルフ場単独事業化を表明したことから計画は一時中断となり、現在全体計画の見直しが進められている。ミサワグループとしては、当初の複合リゾート案を大幅に見直し、ゴルフ場をまず建設し、その他の施設は景気の動向を見ながら対応していく方針を表明している。その際、ゴルフ場建設についても平成7年（1995年）の完成にはこだわらない方針も示している。しかし、地元としては当初からスキー場を含めた複合リゾート開発による集客と地元への波及効果に期待を寄せていただけに、今回の計画中断・全体計画の見直しは地元の地域振興熱に水を差す結果となっている。

(c)大規模リゾート計画の共通課題

以上概観してきた開発計画には、共通の特徴を見いだすことができる。例えば、開発運営主体として、いずれも大企業の参画を得て地元自治体との間で第三セクターを設立している点である。しかも、1企業が資本金の50%以上を出資し、深刻な過疎化の防止を願う地元自治体の協力をとりつけて土地買収、施設建設、ファイナンス、マーケティング、コーディネートなどを進めている。だが、その規模の大きさから、共通の課題もある。

第1の共通課題は、自然環境の保護である。予定の三プロジェクトは、自然に恵まれ、国立

公園や県立公園に含まれ、全国でも最高所の景勝地に計画されている。それだけに、国（ヒューマングリーンプランでは林野庁）、県など監督官庁や、地元関係自治体、域外大企業（JR東海一御岳鈴蘭、近鉄一神岡町、ミサワ一国府町）など計画・事業主体は、開発にあたって自然環境の保護に万全を期すことを言明している。しかし、各計画をみると、中核事業となるのはゴルフ場、スキー場など森林空間に大幅な改変を加える事業である。

開発規模が大きければ、それだけ動植物の生態バランスに大きな影響をもたらす。また、個別事業においても、一般的に、ゴルフ場開発には森林伐採による渇水、洪水、土石流災害や営業開始後の農薬被害（水源や河川の水質汚染、キャディの健康被害）の危険性を伴う。スキー場開発にはコースの大型化・長大化・高所化による地滑り、山崩れ、土壌流出の危険性や人工降雪促進添加剤（例えばスノーマックス）による水質汚染への心配も指摘されている²⁰⁾。

国、県は、町村や第三セクターに対して、自然環境の保護を言明通り計画に反映した事業となるよう厳格に監督指導しなければならない。他方、事業主体も、環境アセスメントを実施し、事業の適否を地元住民とともに厳格に見定め、当地を訪れる国民各層の高い評価を仰ぐことができるような事業であるかを事前に評価しつつ、改善して行かなくてはならない。

第2の共通課題は、民間資本の信頼性に関してである。リゾート計画へ参入する域外大企業の態度は必ずしも単純でない。第三セクター方式によるリゾート計画への民間資本の参入については、リゾート・ブーム下の失敗例から次のような諸点を再確認しておく必要があるといわれている。

一つは、民間資本は採算がとれ利益が将来に渡り保障される事業にのみ進出する。民間資本の目的は公共サービスの提供自体にあるのではない。二つ目は、民間資本はリゾート事業の環境が悪化し、採算性が望めなくなれば、全体計画に関わりなく、いつでも撤退もしくは計画縮小を行う。三つ目は、民間資本は地域振興を目

的として事業に進出するのではない。従って、地元住民が等しく楽しむことは副次的に発生する結果でしかない。また、必要物品などの調達においても系列内取引（クローズド・システム）が重視される。四つ目は、地域への利益の確実な留保（地元雇用の促進、地元企業との共同事業化、地元事業者からの物品調達など）は保障されない。五つ目は、周辺自然環境や住民生活環境への配慮、道路や上下水道整備、排水対策など基盤整備への取り組みは消極的になりやすい²¹⁾。

今後、飛騨に大規模プロジェクトを迎える場合も、以上の諸点に留意しなくてはならない。また、飛騨の場合も初期投資が多額であることは当然として、それ以上に山岳地域ゆえ長期に渡る積雪で利用期間が著しく制限されること、幹線道路からのアクセスに著しく時間を要すること、特にリゾート計画地域までのアクセスに名古屋圏からも3時間以上要すること、隣接して国民的保養観光地域として人気の高い信州がひかえていること等、運営段階を考えた場合の不安材料もある。

第3の共通課題は、過剰供給の問題である。それによる自然環境への影響についての課題は既に指摘したので、ここでは供給面について言及しておこう。いずれの事業も中核事業にゴルフ場、スキー場、リゾートホテル等宿泊施設を計画している。このうちゴルフ場、リゾートホテル等の宿泊施設は会員制を導入し、会員権の販売により初期投資額を回収すれば、事業の採算性を心配する必要は少なくなる。そうした場合、問題は一般利用客に支えられたスキー場経営にある。最近のスキー場は、スキーブームの高級化、ファッション化によって施設のグレードアップを目指す傾向にある。そのため、コースの長大化、大型化、高度化、宿泊施設の高級化、人工降雪によるシーズン期間の長期化などが、先を競うように追求され、スキー需要を掘り起こすために激しい競争が演じられている。

こうした中であって、積雪量に不安を抱え、事業規模の縮小が予定されている国府町のスキー場計画、中央高速道路など幹線道路からの

アクセスに時間を要す高根村の千間樽高原開発に基づくスキー場計画、雪質は良いがまだ十分誘客可能な既存のスキー場をかかえる神岡町山之村地区のスキー場計画などが、既に飛騨地域に数多く展開するスキー場や人気の高い信州の各スキー場と競合し、運営していけるのか不安がない訳ではない。

もっとも、こうしたプロジェクトが登場する背景には、過疎山間地域が共通して抱く期待がある。それは地元雇用の促進、所得水準の向上、地元産品の需要増加、若者のUターン実現などを通した過疎化、高齢化から脱却を図ることである。飛騨の市町村は、過疎化、高齢化をそれぞれ深刻な地域問題として受け止め、そうした傾向に歯止めをかけるための「切り札」として、リゾート開発計画に熱い期待を寄せている。その点で、特に、奥地山間部にあって、人口流出の激しい地区を抱える神岡町や高根村が、今回のプロジェクトに寄せる期待はこのほか大きいものがあり、こうした事態からの脱却を図るための様々な企画、地域活性化事業の教訓が、今回のプロジェクトに結実したものと推察できよう。

以上が、現在、飛騨の市町村が掲げている中核的な観光リゾート計画の概要である。規模の面からみれば、大規模開発計画は決して多くない。構想段階のものを含めれば500haを上回るプロジェクトは14ヶ所程あるが、そのなかで林野庁のヒューマングリーンプランの指定を受けるなど諸条件が整い、実施計画の段階を迎えたものや、自治体が今後具体的に着手していく方針が明かとなっている事業は決して多くはないようである。むしろ市町村が主導する中小規模の観光リゾート計画に実現可能性の高さを感じ取ることができる。

事業主体の面からみれば、第三セクターへの出資比率の最も高い大企業がリゾート計画全体にイニシアティブを発揮し、計画実現へのカギを握っている。その他の小規模開発計画でも、民間企業を取り込んだ第三セクターによる運営を目指しているものが多い。しかし、その場合は町村が主導的立場にある事業が多い。

開発内容から見ると、独創的な企画で伝統的な生活文化や温泉、自然景観を生かした観光開発を推進したり、まったく新しい企画で飛騨のどかな雰囲気マッチしたリゾートづくりに着手しようとする自治体も徐々にではあるが見受けられる。しかし、その場合でも、ゴルフ場、リゾートマンションなど会員制事業を前提とした複合リゾートを目指す自治体も多く見受けられる。余韻さめやらぬリゾートブームの中で、深刻な過疎化、高齢化問題の打開策として、3点セット型の開発に各自治体が期待を寄せることは理解できなくもない。しかし、飛騨全域からみて、施設の過剰供給による施設間・自治体間での競合と盛衰、飛騨固有の地域資源、動植物の生態環境への悪影響、リゾート計画からの民間資本の撤退などを考えあわせれば、今後一層注意深く進めていかななくてはならない。

第3章 岐阜県飛騨観光リゾート開発の地域計画的再考

1980年代以降の企業戦略の大幅な転換等に始まる東京の世界都市化（企業本社の中での国際業務部門や新たな国際金融部門に関わる業務機能の東京集中）は、国内的には東京一極集中型経済の極端な強化と大阪圏、名古屋圏からの中枢管理機能の流出およびその他の地方経済の衰退といった現象を招来してきた。とりわけ資本、人口の流出、高齢化が著しく進む地域では、産業活性化プロジェクトによる企業誘致、地元雇用の拡大、レクリエーション機会の創造が都市づくり、むらづくりといった地域づくりの中心的課題となっている。しかし、それらが必ずしも地元の市町村、地域の経済に繁栄をもたらすとは限らない。自然環境や歴史文化等の地域資源を破壊してしまう場合もある。その典型が、1987年にリゾート法が制定されて以来続く地方観光都市や農山漁村を被い尽くしたリゾート開発ブームであったことは記述の通りである。

本来は国民的保養の場を提供し、都市と農山漁村の住民生活をともに豊かにすることが期待されたリゾート開発が、むしろ地域資源の破壊

と住民生活、自治体行財政に混乱を巻き起こしている。こうした事態がバブル経済の崩壊をきっかけに東京を除く地方経済圏に急速に広がっている。また、こうした事態を受けて、これまでのリゾートビジネス先行型のリゾート開発への反省にたった新たなリゾート計画が模索され始めている。第1章で触れたグリーンツーリズム、農村リゾートの名で志向される「内発型リゾート」事業がそれである。

したがって、今あらためて問われていることのひとつは、リゾート開発の矛盾に直面したことを契機に、あらゆる開発を中止するか継続するかという選択をすることではなく、誰のために、どのような地域づくりを行うか、その際どのようなリゾートづくりであれば、地域社会、国民はもとより国際社会からも高く支持されるかを、真剣に問直すことであると思われる。

この章では、以上の論点にたって、地域づくりの一環としてのリゾート計画の策定過程に注意を払い、誰が、どのように計画を策定し、開発を進めていくべきかという、求められるリゾートづくりに向けての作業過程について試論したいと思う。今後求められるであろうリゾートの姿、原則は、既に第1章で触れたので、ここでは全国で実施中のリゾート開発と同じ経済的に不利な条件を抱える岐阜県飛騨地域を事例として、求められるリゾートの姿について試論した上で、リゾートづくりに向けた作業過程を地域計画論的に考察したいと思う。

(1) 飛騨地域における観光リゾート開発の条件

第1章、2章で述べたように、バブル経済崩壊後の現在、道府県の基本構想に従い市町村が策定したリゾート開発計画は、大幅な見直しを迫られている。その見直しとは、単にリゾート開発を中止するか継続するかといった選択の問題ではなく、国民的保養の場を求めつつ、リゾート計画をきっかけに村、町、都市、地域をどのようにつくり上げて行くべきなのかという視点からの見直しである。その場合、国民のリゾート需要の根底に流れる大きな潮流を正確に捉える必要がある。その潮流とは、都市民にあって

	自然や田園風景が保たれ、休養、保養に役立つところ	人情や伝統を生かした社会が残されているところ	老後の生活に適しているところ	工場もあり、農業のほかに産業が展開されているところ	災害を防ぎ、水源を守る機能があるところ	スキー、釣り、ゴルフなどのスポーツに便利なところ	バイオテクノロジーなどの農業が展開されること
都市	1位 66.8%	2位 42.6%	3位 31.0%	4位 14.8%	5位 14.5%	6位 14.2%	7位 13.7%
農村	1位 62.2%	2位 41.8%	3位 41.1%	4位 21.1%	5位 13.6%	8位 9.0%	6位 11.5%

〔備考〕 (資料) 農林水産省〔「住みよい農村環境」に関する世論調査報告〕(平成2年)

(注) 複数回答結果である。

第8図 希望する農村のあり方

はもはや大規模な装置型レジャー基地への欲求や単純な自然とのふれ合いばかりでなく、都市圏では得難くなったゆとりある生活の回復や、祭り、イベントへの参加と体験を通じた地元住民との交流を図り、農山漁村民にとっては自らが生き延びていくための伝統的意識からの解放と未来へ向けた創造と意識改革である²²⁾。

この潮流に沿って、滞在しつつ何度も訪問したくなる魅力あるリゾートをつくるには、リゾート計画を策定する農山漁村自治体が都市民から見て何度も訪れたい、人々と交流したい、人々の生活や文化に触れ体験したい欲求にかられるような地域づくりを目指していかなくてはならない(第8図)。それには農山漁村に住む若者から高齢者までの幅広いニーズにそった魅力的な職場が増え、人々の自信に満ちた生活が蘇り、農山漁村の伝統的生活文化やそれに育まれ守られてきた自然環境、景観などが積極的に維持され続ける必要がある。

それは、バブル経済の崩壊を契機に見直しが進む3点セット型の大規模リゾート開発で地域の活性化を目指すこれまでのスタイルでは実現は困難である。むしろ日常の住民生活や既存の観光資源、自然景観を生かしつつ、低料金で滞在や回遊の楽しさを味わえる「ルーラルツーリズム」「グリーンツーリズム」「田園リゾート」の呼び名で知られヨーロッパ型のリゾートが思いおこされなくてはならないであろう(第13表参照)。

「ルーラルツーリズム」の重要性が国際的に強調されたのは、1988年カナダで開催された観

光リゾートに関する第1回の国際会議「ツーリズム—平和のための生き生きとしたカー」においてであった。その席上「ルーラルツーリズム」とは、「環境にやさしく、緑や水や生命ストックをゆるやかにはぐくむスローなツーリズム」であるとし、ヒューマンな人格的交流、つまり人と人、人と自然の本源的な絆を結びあわせる営為であると定義された²³⁾。

従って、「ルーラルツーリズム」には、雇用効果、所得効果、財政効果といった直接的な経済波及効果ばかりでなく、ツーリストが雄大な山岳景観、のどかな田園風景や地域の生活に触れ、ツーリストと地域住民が対話や交流を経験する中で、ツーリストが自己回復や様々な生活様式の価値を認め、地域住民が生きがいを見出し、地域の担い手としての自覚と自信を呼び覚ますことまでもが期待されている。

飛騨地域に求める中核的なリゾート計画も、こうした考え方に支えられ、飛騨に生き飛騨固有の生活・文化を継承する地域住民、地場産業者、行政が担い手となりうる、開発を感じさせないリゾートづくりでありたい。大企業の参画を求める場合も、こうしたリゾート志向に協調できる企業の参画を求めたいものである。

従って、これまで全国の経済的不利地域で試みられてきたリゾート開発のように、中核施設をゴルフ場やリゾートマンションといった会員制施設にこだわるような開発は避ける。スキー場、リゾートホテル、分譲別荘をつくる場合は規模や景観、周辺の自然環境との調和を重視する。同じ施設や開発コンセプトを自治体どうし

第13表 農村リゾートの事例と条件

(A) 「農村型リゾート」への取組事例

取組の地域	取組の内容
都市住民との交流、 観光農業を通じた地 域農業の振興 埼玉県美里町 (円良田地区)	町の構想で観光農業振興を決め、あんず等の新作物導入の実証展示を行うとともに、ふれあい広場等を整備し、都市の子供たちを受け入れ、農作業、農家生活を体験させる等の交流を行っている。 また、都市側が少年サッカー親善試合、花火大会等に農村側を招待するなどの交流が続いている。
様々なイベントを通 じた交流による地域 活性化 岐阜県上石津町	大垣市から25kmという地理的条件を生かし、芝生広場、アスレチック施設、レストラン等を整備し都市住民に山村での憩いの場を提供している。 また、レストラン、朝市の定期的開催は地域農産品の消費拡大に貢献している。さらに、夏祭り、音楽祭等のイベントの開催は町内外の交流の拡大、地域活性化に役立っている。
自然景観、伝統文化 等地域資源を活用し た取組 和歌山県本宮町	林野率93%の山間、過疎の地域であるが、吉野熊野国立公園内にあり温泉、自然景観等に恵まれているとともに熊野信仰の史跡が多い。 このような地域資源を活用し、キャンプ場、クアハウス等を整備するとともに、史跡を野外コンサートの会場として活用している。 また、観光客を対象とする朝市、直売所、ふるさと宅配等を通じて地域農産品の販路拡大を図っている。

〔備考〕資料：農林水産省地方農政局調べ

(B) 農山漁村での宿泊や食事の望ましいサービス形態とその料金

	選択率	適当と思われる料金 (成人1人1日当たり)
・貸し別荘（コテージ、アパート等を含む） で自炊	15.9%	9割が2,000～5,000円
・寝室と朝食のみ提供（B&B方式）	8.8%	3,000～5,000円
・地元の伝統料理を楽しめる2食付きの民宿	52.2%	9割が5,000～10,000円
・都市ホテル並の宿泊、食事のサービス	21.2%	10,000円を中心に、 8割が8,000～15,000円
・その他	1.8%	

〔備考〕

（資料）農林水産省構造改善事業課「グリーン・ツーリズムに関する都市生活者アンケート調査」（平成4年）

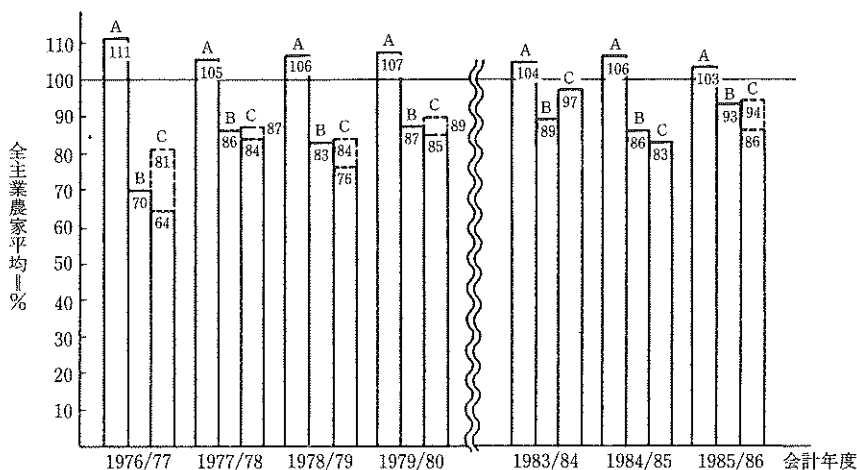
（注）都市生活者109人の回答結果である。

で持ち合ったり第三セクターへの参画企業の誘致競争をするようなことも避けなくてはならないであろう。

もっとも、これを実現するには、特に14町村が分布する山岳・農山村社会での生活が保障されることや、高齢者・婦人の社会参加と若者の価値観や選択の自由が可能な限り保障されることが前提条件であることは言うまでもない。この点で参考になる事例は国内外で見受けられる。後者の事例は次節で取り上げるとして、ここでは前者の事例として、農村の生活保障と都市市民のリゾート需要を両立させている事例と

して、ECの山岳農民プログラムを紹介しておこう。

特に、これは行政が果たす役割として参考になる事例である。この制度は、EC、ECを構成する国家、その州が山岳地帯や生活条件が不利な地域の農業を生産性のみで評価せず、景観や人口分布なども含めて農業地帯保護の重要性を評価し、農業の振興、農村景観の保護、最低限の人口密度の保障による過疎化防止を政策的に進めることにならざるを置いている。政策内容としては、(1)農家への直接的な所得移転（平衡給付金の公布）、(2)農業生産構造の変化を促進す



〔備考〕

1. A = 非条件不良地域, B = 平衡給付金支給対象外の条件不良地域, C = 平衡給付金支給対象の条件不良地域, 点線部分は平衡組付金を加算した場合。
 専業農家 + 第I種兼業農家 = 主業農家。
2. 1983/84, 1984/85年度については, 平衡給付金額は不明。

第9図 主業農家の地域別換算家族労働力当たり純所得の比較

るための投資助成, などが行われている²⁴⁾。

この制度には課題もあると言われるが²⁵⁾, それ以上に評価すべき点も多い。第1に平衡給付金が農家の所得改善に一定の寄与をし, 生活条件の不利益な地域と都市部との所得格差を縮小させている(第9図)。第2に農業を市場原理, 競争原理でのみ営むのではなく, 様々な付加価値を備えた産業, 環境として国民経済の中に位置づける政策姿勢が貫かれている。第3は最低限の人口を維持することにより, 農村的自然環境, 自然・国土保全などの視点が貫かれ, 農業が持つ公益的機能を重視する姿勢がみられる, などである。農業の地域的多様性に深い目配りをする同プログラムは, 全国画一的な農業を押し進め, 市場原理の導入のみに走り続ける日本の農政との間に大きなギャップをもつといえる²⁶⁾。

しかも, この制度が, 美しく保全された「農村的自然環境」の中で安い費用で滞在しながら休暇を送りたいという都市市民のニーズをも満たしている点は, 特に見落としてはならない。旧西ドイツではドイツ農業協会の「農村で休暇を」というスローガンにより農家に農村民宿や牧場民宿の兼業を呼掛け, 国民が3—4週間の

バカンスを年2回農村で楽しむ機会を提供している。それによって, 農家も平衡給付金のみでは解消できない所得格差を民宿収入で補い定住条件を満たし農村景観を維持している。都市市民と山岳農民との相互理解が, この制度を実効性あるものとしているのである²⁷⁾。

わが国でも, 岡山県が進める農村リゾートのモデルケースをはじめ, 九州や北海道の各自治体の中でも, ヨーロッパの成功例に学び, 同様な取り組みを始めているところも見受けられる²⁸⁾。こうした試みは, 飛騨地域における産業振興と観光リゾートのあり方を考える際にも, 大いに参考になるものと思われる。

そこで, 広大な面積と急峻な地形からなる飛騨地域において, 今後の観光リゾート開発のあり方を考える際には, 次の2つの条件を満たすようにしなくてはならないであろう。

第1は, 限られた滞在日数の中でツーリストが自らのニーズに合った多彩な地域資源を満喫できるよう, 歴史都市・高山や飛騨山岳地域の町村に低料金の滞在施設を整備し, 飛騨広域を回遊しながら楽しめる観光リゾートネットワークを形成することである。それには, 地域をよ

く知る高齢者、地域に意見をもつ若者、事業者、婦人、地域に日配りが利く自治体の首長、自治体職員や観光協会などが協力してソフトとハードの両面からネットワークづくりやビジョンづくりに取り組む場を設けなくてはならない。

第2は、飛騨固有の観光リゾートづくりに不可欠な山岳・里山・田園景観、温泉といった自然資源、白川郷、史跡、神社仏閣といった歴史文化資源を保全するとともに、木工産業、高冷地農業・牧畜経営、飛騨春慶、一位一刀彫、渋草焼、山田焼、小糸焼といった伝統的地場産業が、市場原理のもとで盛衰を繰り返すことなく、維持発展していくことが求められる。つまり、上記の飛騨固有の自然・文化資源や地場産業を、飛騨固有の観光リゾート計画に活用していくことが、地場産業自体の活性化を図る上でも必要となっていると思われる。

(2)飛騨観光リゾート計画の広域的・重層的管理体系

そこで、この節では、上記の2条件を満たす、飛騨地域に求められるリゾートづくりの作業過程について考えてみたいと思う。飛騨においてどういったリゾートをつくるべきかというコンセプトづくりも重要であるが、同時に、飛騨の活性化の手段としてのリゾートをどういう過程でつくるべきか、如何に計画するか、如何に開発を進めるか、そのための規制と誘導を如何に行うべきかというプロセスも重要な課題である。以下では飛騨観光リゾートの策定過程を飛騨広域から町内会レベルの狭域にまで「三層の計画」に区分し、各々の計画段階でなすべき課題について試論したいと思う（第10図を参照されたい）。

(a)「飛騨地域観光リゾート・ネットワーク計画」

この計画は、高山市と飛騨14町村、14町村どうしの共生を図るための広域管理計画として位置づけている。計画および運営主体は、主に次のメンバーから構成される。すなわち、既存の広域行政をつかさどる「岐阜県飛騨県事務所」所長、担当者および「飛騨地域広域行政事務組

合」の担当者、市町村長、さらに飛騨15市町村で農林業、畜産業、ハイテク産業、観光業、伝統的地場産業などに従事しながら地域づくり運動に積極的に取り組んできた地域住民を加え、行政単独や第三セクター方式ではない第三者機関として「飛騨観光リゾート委員会」を組織し、計画策定とその運営を行うものとする。

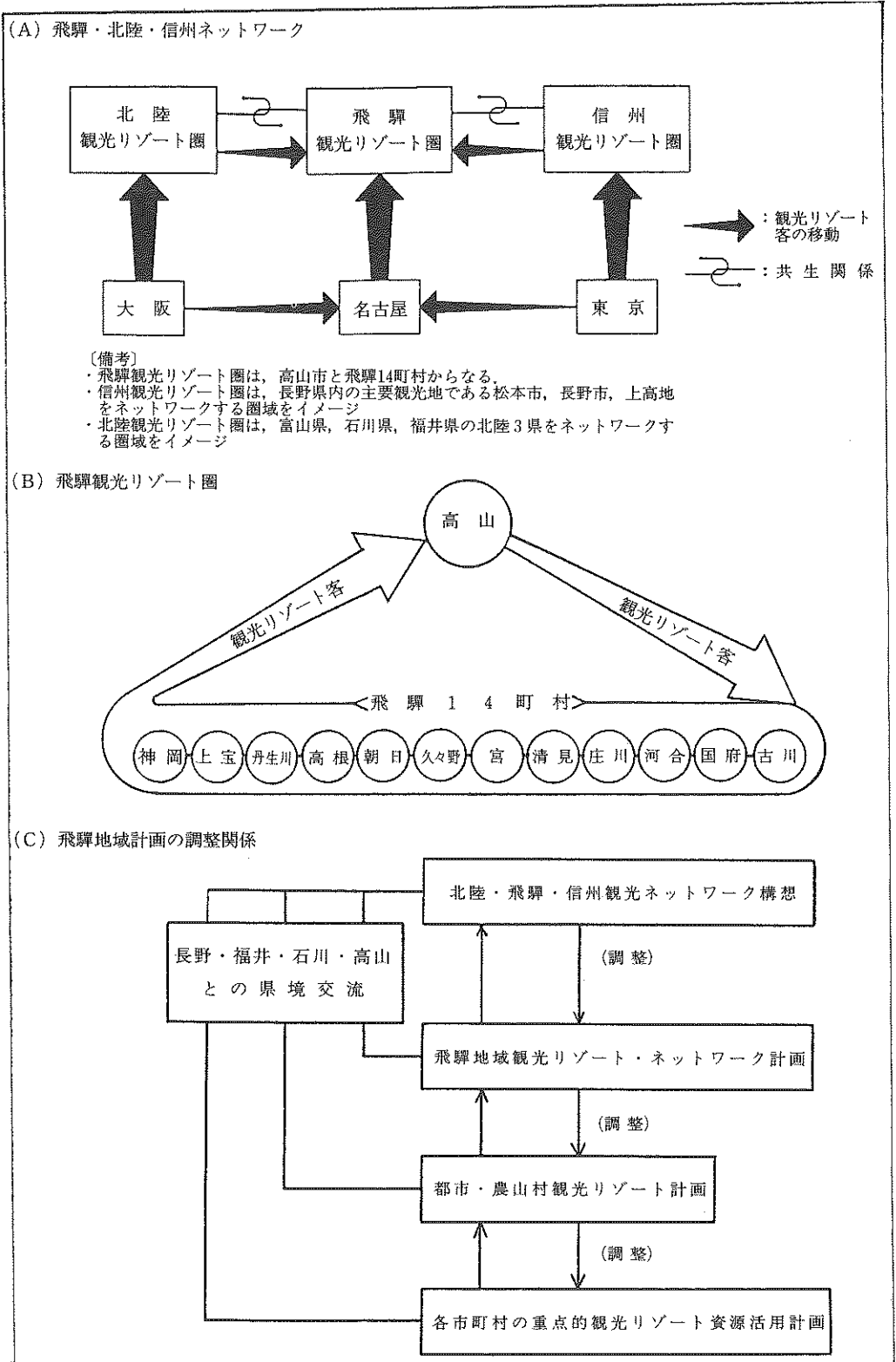
ここに設立を目指す「飛騨観光リゾート委員会」は、飛騨におけるリゾート開発構想を公正で開かれたものにするための重要な機関でもある。そのために(1)情報公開、(2)計画策定過程が透明であること、(3)独立した監視機能をもつこと、(4)住民の実質的参加があること、の4条件を満たさなくてはならない²⁹⁾。

また、将来における組織の性格づけや運営基盤は今後の検討課題としても、当面は地方自治体と地域住民とのゆるやかではあるが指導責任のある委員会とする。そこで、委員会がなすべき最初の課題は、自然環境の保全的利用を条件に、飛騨全域を視野においた「飛騨山岳都市圏プログラム」とでもいうべき「リゾートランドデザイン」を描き、市町村が競合して策定しがちなリゾート開発計画を飛騨広域の観点から規制誘導し、飛騨各地のリゾート計画を調整・ネットワークすることにある。

それと同時に、国の関係省庁や県に対して支援制度についても協議を重ね、公正な開発に対する誘導策を制度化し、以下で示す「都市農山村観光リゾート計画」や「各市町村内の地区観光リゾート資源活用計画」の円滑な実施を促す役割も持つ。

そこで、委員会としては、当面次の諸課題に対処することが求められる。

第1に、飛騨の15市町村が個々に掲げる観光リゾート計画を、飛騨全域の発展に照らして適切であるか否か、如何なる課題があり、改善方向があるかなどを検討し、調整案なり撤回案を提示することである。飛騨のどこに行っても同じようなデザイン、テーマをもった歴史文化施設やレジャー施設があったのではツーリストは飽きてしまうし、施設自体の話題性もなくなり、場合によっては自然破壊にもつながる。また、



第10図 飛驒の観光リゾート・ネットワーク構想

マスタープランがいわゆる「地元実力者」や企業のみでつくられ、広範な住民の参加と合意を得ないものであれば、地元住民の地域づくりに対する熱意も減退してしまう。そこで、市町村間の調整を済ませた施設を広域的に一つだけ建設するとか、各自治体で地域イベントと施設整備を分担して、飛騨広域内において互いに調整しながらネットワークできるよう指導することが必要である。

しかし、実は、こういった広域行政に対する住民、行政職員、議員、市町村長の理解は極めて低いようである。とくに市町村長は他の自治体のリゾート計画にまで関心を払ったり、計画の調整や施設の分担整備を呼びかけることはこれまでも極めて少なかったと言ってよい。開発利益が自治体相互に還元されることが明白な高速道路整備などでは協力し合っても、リゾート計画のように開発利益が各市町村に還元される場合には、市町村間で開発を規制誘導することは今までもなかったといってもよい。飛騨に住む人々が自身の町の観光リゾート資源のみでなく、飛騨全域の観光リゾート資源の特性を理解し、どこに、どのようなハードを整備することが、また適切な人材を配置することが、飛騨にとってふさわしい観光リゾート資源の活用につながるのかを考えなくてはならない。

本来であれば、こうした場合は市町村間で合意を得るべきであろうが、実効性の面からすれば、基本構想の責任者である知事が市町村長に対して調整を命じ、ネットワーク計画を実効性あるものにするよう強力な指導・誘導をとることが求められる。

第2に将来中部縦貫自動車道が開通した際に、飛騨地域と観光・リゾート事業をめぐって熾烈な競争が生じると予測される「北陸観光・リゾート圏」や「信州観光・リゾート圏」との間に地域の盛衰を生むような経済力格差を極力招かないよう、また、大規模な環境破壊や災害を招かないよう、例えば隣接県内の観光リゾート先進地域との共生システムを構築することなどが求められる。岐阜県は隣接する各県との「県際交流」が大変盛んな県と言われている³⁰⁾。その

実績を活かし、福井県、石川県、富山県、長野県等と岐阜県、飛騨市町村との間で観光リゾート開発に関わる共生システムを作ることが求められよう。飛騨の県際に住む人々が自身の町の観光リゾート資源のみでなく、隣接県内の観光リゾート資源の特性をも理解し、人的交流、情報交換、地域資源の共同利用やイベントの共同企画などを積極的に行い、互いの観光リゾート計画を個性、差異性あるものとして実施運営できるようにすることが求められる。

尚、計画の期間は、岐阜県が一昨年発表した「ニューリゾート基地構想」に準じ15年から20年位の長期構想とし、社会経済情勢や公共事業計画の変化などに対応して、随時、計画と現実とのギャップをフォローアップし、適切な見直しを図って行くようにする。

計画の原則は、委員会を組織する上での4条件を同時に満たすものでなくてはならない。すなわち、(1)情報公開、(2)計画策定過程が透明であること、(3)独立した監視機能をもつこと、(4)住民の実質的参加があること、が広域的な観光リゾート計画を策定する際にも実行されなくてはならない。その上で、さらに付け加えれば、次の3つの原則を満たすことが求められよう。

第1は、動植物の生態的環境の保全や景観を重視した開発計画の策定である。飛騨地域はその92%が森林であり、しかも中部山岳国立公園に指定されるほど貴重な動植物にも恵まれ、優れた山岳景観、ふるさとの原風景、田園景観を有している。そうした環境を商業主義を優先するような開発行為で破壊することなく、広域的観点から地域資源を守りつつ利用し、同時に再生していく責任がある。そのためには、例えば公園内の特別保護地区や第1種特別保護地区でのあらゆる開発行為の規制を徹底することや、「自然公園法」の緩和要求に対する厳密な審査が求められる。また、リゾート法が規制緩和対象に指定している「保安林の解除」や「農地転用規制の緩和」措置も、ゴルフ場開発、動植物の生態環境を大幅に改変する大規模スキー場開発や別荘開発を目的とする場合には、飛騨とし

て独自に「計画段階」での環境アセスメントとその情報公開、代替案策定を義務づけ、飛騨観光リゾート委員会による指導と住民公聴会の開催も義務づけ、一層厳格な審査制度を設ける必要がある。

第2は地場産業や農畜産業との調和である。飛騨地域には酒造、木工家具、春慶、一位一刀彫や陶芸など数々の伝統的地場産業が発展し、飛騨を象徴する経済基盤をなしている。また、飛騨牛の飼育、高冷地野菜の栽培などブランド商品や高付加価値を生み出す農畜産業が発展している。リゾート計画は、こうした地域産業の発展と有機的に結び付くよう一体的に計画されなくてはならない。東北地方や沖縄の大手民間資本がマスタープランを描き、資本および事業へ参加した大規模リゾート開発は、こうした地域産業との連関をほとんど有しないものが多い。

飛騨観光リゾート委員会では、計画に参加する地場産業者、農林業者等の中で、一定限度の直接的な所得保障、生産設備基盤投資の促進(減免措置)、技術指導を必要とする事業者を認定し、県、関係市町村と共同で事業の継続を支援する制度を確立する必要がある。それによって、零細事業者や農家の所得水準の向上を促し、魅力ある生産環境の形成と雇用の拡大に寄与することにもなる。伝統を重んじ元来市場競争になじまない伝統的地場産業と、小規模ではあるが安全で付加価値の高い商品づくりに熱意をもつ農業者に観光リゾート計画への参画を通して生産環境の向上を保障することが望まれる。その際、今秋高山市郊外にオープンした飛騨特産協同組合「匠の森」(畑中昌平理事長)は地域農業、地場産業と観光といった第三次産業とを一体とした新たな農工商一体の産地づくり、観光リゾート資源づくりを展望しており、大いに参考になろう。こうした協同組合が飛騨各地に形成され、「広域地場産業圏」「広域農業圏」を形成し、飛騨の広域観光リゾート形成に寄与することが期待される。

第3は地価の安定である。それには土地が投機の対象とならぬよう計画区域周辺を国土利用

計画法の監視区域に指定する必要がある。東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進めば、それらへのアクセス道路の整備を進めなくてはならない。その際、特にインター周辺やアクセス道路周辺は外部資本に占有され、地価の高騰をはじめ、景観の破壊、無秩序な土地利用の進行が心配される。それを未然に防ぐ地価監視をはじめ公有地化、景観保全を名目とした土地利用規制なども委員会を通して広域的に検討することが求められよう。

こうした条件、原則に従って、「飛騨観光リゾート委員会」の設立と、委員会を中心として「飛騨地域観光リゾート・ネットワーク計画」を策定し、飛騨地域の総合的広域的なリゾート開発の規制と誘導を行いながら、高山市および飛騨14町村の「成長管理」を意識した地域振興策としなくてはならない。

(b)「都市・農山村観光リゾート計画」

この計画は、飛騨の市町村を基本とした都市・農山村レベルの計画であり、地方自治体が策定する総合計画下に位置づけられるものである。計画は構想計画と基本計画の2本立てとし、構想計画は概ね10—15年、基本計画は5—10年を目標年次とするが、3年ごとのローリングによる実施計画の策定もあわせて行うものとする。

尚、この計画は先の「飛騨地域観光リゾート・ネットワーク計画」の下位計画として位置づけ、常に相互で調整していくものとする。また、調整は市町村どうしの横の関係においても行い、同じようなデザイン、テーマをもった博物館、資料館、レジャー施設、イベントなどを市町村どうしで並立させないようにすることも目的の一つにおく。さらに、調整は飛騨地域内にとどまらず、飛騨を取り巻く福井県、石川県、富山県、長野県など諸県内のうちの隣接する町村とも調整し、無駄な競争を避け、逆に共同で観光リゾート資源の創造や活用を試みることも目的の一つとする。

計画運営主体は各市町村であるが、民間委員として、上位計画にも参画する農畜産業、ハイ

テク産業、観光業、伝統的地場産業などを職業としながら地域づくりのビジョンを掲げている住民の直接参加を得て、住民参加を前提にした主体構成を心がけなくてはならない。観光リゾート行政は、自主的に「都市・農山村づくり運動」を進める地域住民やそのグループとの間で連帯しながら（時に「対立」もしながら）、さらに多様な住民参加の機会をつくりつつ、「住民総参加」で計画の実現に向けエネルギーに取り組む必要がある。

飛驒の自治体の特徴の一つは、その多くが農山村・山岳地域に位置し、新しいリゾート形態として注目されつつある「グリーンツーリズム」「ルーラルツーリズム」「田園リゾート」等にふさわしい歴史的・自然資源を多く抱えていることである。こうした資源を保全しつつ地域振興に活かしていくことが求められている。その方法として参考になるのが、大野郡久々野町が唱えている「まちづくり3原則」である。

久々野町では、飛驒地域において商工業を中心に産業活性化をはかることは人材、技術、資金などの面から困難が多いという。そこで、豊かな自然と民宿経営など観光産業を中心に、まちの産業全体の活性化を図っていく方法が最良であるとし、そのために3つの原則を掲げている。

第1は住民中心であること。企画から実施まで中心的に働くのは「まちづくり」「むらづくり」運動に熱意をもって取り組む住民自身でなくてはならない。役場は行政手続きなど「後方支援」のみでよい。行政がどこにでもあるような施設や偉大な芸術家などに依頼して高価な風景をつくり、まちのイメージを先取りしてしまうのではなく、住民自身が農村風景に刺激を与えるようなデザインを創造し、アイデア設計をもち寄って公共施設づくりや労働組織づくりを模索することが大切であるという。

第2は住民が必ず喜びを得られ、生き方を自分から求められるようになること。そのために「人と人との交流」を重視すること。豊かな自然と民宿経営など観光産業を利用した滞在型・会員制の観光事業「ふるさとくぐりの会」では、

町を去った元町民の2世や3世が会員となり、町を自分たちの「ふるさと」として、定期的に訪問を続けている。しかも、その結果として、町民自身も都会的ふれあいの機会を得て自分自身の意識変革を含めたライフスタイルの変革と地域文化の創造にむけ、意欲をもちはじめているという。

第3は、自然環境の保護を重視すること。四季を通して町中が都会では見られなくなった動物や植物でうめ尽くされ、彩られ、さわやかな空気のなかでハイキングやサイクリング、魚釣りなどを楽しむといった自然との交流こそ、都会の人々が求める最大の魅力である。同町では、こうした考えに基づいて「ゴルフ場開発はしない。スキー場経営も住民参加をえて町営で行い、営利優先による無理な規模拡張は絶対しない」という原則を打ち立てている。

久々野町の3原則は、飛驒の町村が観光リゾート計画を策定する際の原則として、特に第三セクター方式で開発運営を行っていく際の原則として大いに参考になる。ただし、原則は単なる政策の目安であり、状況の変化で撤回することも可能である。そうしないためにも原則を支える法的根拠を制定することも必要であろう。例えば、岐阜県内では、対象が限定されているが、清見村が自村を通る優れた景観をもつ「せせらぎ街道」沿道の森林環境を守るために制定した「沿道自然景観保全条例」などは大いに参考にすべきであろう。

日本を代表する観光地、リゾート地で進められてきた大規模リゾート開発は、これまで必ずといってよほど自然環境や生活環境の破壊を招いているといわれる。しかし、それを規制することは、これまでの経験では都市計画法、建築基準法、保安林法などの個別法に頼らざるを得ず、もはや限界に直面している。そこで、既存法の不備を補い開発による環境破壊を最小限にとどめ、適切な開発へと誘導を図るために、各地の市町村では様々な工夫を行っている。第14表からも明らかのように、土地の買占めやそれに伴う地価高騰を抑制するため開発禁止区域を設定したり、景観を保全するため施設の高さ

や形態に制限を設ける条例や要綱を策定する場合などが見うけられる。そうした中で、ここでは静岡県掛川市が策定した「掛川市生涯学習まちづくり土地条例」を紹介しておきたい。

この条例は、地価の高騰を伴う乱開発などに規制を加え、市民生活を重視した土地利用の促進を目指して、行政、住民、立地企業が一体となって問題解決に取り組むことを目指している。特に、まちづくり計画協定が締結された区域を「特別計画協定区域」とし、この区域における「市の先買権、土地の買い上げ機関の設置」などを行うという、従来にない土地利用の規制・積極的な誘導措置を定めている。さらに、土地開発事業が第3セクターなど民間活力を導入して行うときには、地権者、地元集落、開発事業者・建設業者、誘致企業・新規参入住民・会員、掛川市の5者が、互いに利益を共有し合うという原則も有している。

従来までの開発ブーム下では、私有地管理については、町村が地主に対して「土地を手放さないよう」指導する程度であった。そのため、1970年代前半の別荘ブーム時には、外部の不動産資本によって土地が虫喰い状に買収され、自治体の土地利用計画にも多くの支障を生んできた。こうした事態は飛驒の自治体でも経験済みである。それ故、各自治体が新たに観光リゾート計画をたてたり、外来の大手観光資本の進出が将来予測される場合には、是非とも検討されるべき事例である。

(c)「各市町村内の地区観光リゾート資源活用計画」

魅力的な観光地、リゾート地として、自ら住む地域を対外的にアピールし印象付けるためには、まず住民自身が自分たちの足もとにある地域資源の個性を自覚し、自分たちの地域に対して魅力的なイメージを抱かなければならない。そのイメージづくりを計画的に促す制度が「各市町村内の地区観光リゾート資源活用計画」である。

この計画は、飛驒の各市町村内に一定の広がりをもつ各町内会など地区レベルの計画とし、上記のような地域づくりのリーダー的な住民を

主人公としながら、地域内の様々な地区の魅力づくりを進めていこうというものである。それと同時に、地区ごとのネットワーク、および富山県、石川県、福井県、長野県など県境に位置する他県地区どうしのネットワークもあわせて進め、観光リゾート資源の開発や施設整備を行政区域にとらわれず、住民主導で行おうというものである。

近年、住民自身が自分たちの地域資源の個性と広がりを実感し、対外的にアピールしていくための観光リゾート資源を住民自身の手で作りに上げていく事例が、全国各地で見受けられる。その多くが外来型産業による三点セット型開発を拒み、住民が地域づくりの主人公となり、その運動を都市市民が支援する形をとって地域効果を生み出している。例えば、飛驒では朝日村の秋神温泉でオーナーの小林繁氏が例年主催する「氷まつり」は、口こみで誘客し全国的知名度をもつまでになった好例である。この他、東海3県では、三重県志摩郡大王町の船越真珠養殖漁協が中心となって進める「登茂山を守る会」の自主開発も、自然観光と水産業を共存させた好例である。

以下では飛驒以外の山間地区の事例として、大分県湯布院町と熊本県小国町の「まちづくりデザイン開発」、および岐阜県中津川市の高齢者集団が主催する「シルバー生きがい農園」を紹介しておこう。

大分県湯布院町の事例は、住民リーダーが地域にふさわしいデザインからなる建物、庭まわり、案内標識、土産物などを考案して、リーダー自らが経営する旅館で採用したことを契機に町内全域に普及したことにはじまる。もちろん、新しい料理や食器・食卓デザインの開発、有名な湯布院映画祭の企画、そのパンフレット冊子の製作など、デザイン開発も進められていったことは言うまでもない。大手広告代理店や鉄道会社などに委託して瞬時に広域的にPR活動を展開するのではなく、地域の人材が中心となって、または人材を発掘・育成して、彼らが企画・デザインし、魅力的なイメージを体現し、それを地域・地区のメッセージとして発信し、観光

第14表 地方自治体によるリゾート開発管理条例等

(1)福島県「福島県リゾート地域景観形成条例」 <ul style="list-style-type: none">・平成元年（1989年）7月制定・猪苗代湖周辺の景観を守るために、リゾート開発の名目によるリゾートマンションの乱立を防止することを目的とする。
(2)神奈川県舞鶴町「上水道事業給水規制条例」 <ul style="list-style-type: none">・平成元年（1989年）9月制定・リゾートマンション建設によって、もともと水資源に乏しい同町で深刻な水不足にみまわれたことから、リゾートマンションの建設を規制するために制定。・現行の建築基準法や都市計画法では規制に限界があった。
(3)大分県湯布院町「潤いのある町づくり条例」 <ul style="list-style-type: none">・平成2年（1990年）9月制定・秩序ある開発、あるいは秩序ある外部資本の導入を図ることを目指す。・数十年にわたる湯布院町の自然と文化を守る町づくりの歴史と、それを支える町民意識の高さが、条例制定をもたらした。
(4)沖縄県恩納村「恩納村環境保全条例」 <ul style="list-style-type: none">・平成3年（1991年）3月制定・リゾートマンションが集落に進出するのを防ぐことを目指す。・村内全域を土地利用目的に応じて8つの地域に分け、リゾート施設は原則として「リゾート用地域」でのみ許可する。・リゾート計画ラッシュが続くなか、規制しようにも都市計画区域指定外であるため、当初は農振法、森林法、自然公園法等の個別法で対応するしかなかった。

〔備考〕日本開発銀行環瀬戸内海振興計画研究会「瀬戸内のリゾート開発と地域振興」平成3年（1991年）3月，p69を参照。

客の集客に結び付けている。

熊本県小国町では、観光客に農家の主婦の料理研究グループ「ピッコロ・クッチーナ」が町の農畜産物を生かした独特のイタリア風日本料理や山菜料理を提供したり、高齢の観光客には高齢者向けのメニューを開発し、地元の高齢者への給付サービスと合わせたかたちで、農村のイメージをアイデア発信基地へとつくりかえている。この取り組みが注目される理由は、町内に進出した企業にパートタイムで出かけて単純労働に時間を使うよりは、自分たちの農産物を使って自己管理のできるやりがいのある仕事を自らつくろうとした点にある。

他方、製材業若手グループの活躍も見逃せない。彼らは小国杉で知られるこの町を「木の文化」で情報発信することを思い立った。そこで、彼らは間伐材や小径木を利用した「木造トラス（三角）構造」を発明し、それを利用して、し

かも奇抜なデザインでバスターミナルという大型公共施設をも建設している。この「木の文化」のデザインは、純木造では最大級といわれる体育館「小国ドーム」を完成させ、その後ログハウス、木材を利用した案内標識、バス停、特産品ケースなどに波及している。

県内山間地区では、中津川市の高齢者グループによる「シルバー生きがい農園＝農楽園」の活動が注目される。これは、中津川市内の高齢者グループが、休耕田、山林を利用して果樹を中心に育て、産直を行うとともに将来は滞在型の田園リゾートづくりを目指そうと取り組んでいる事例である。グループはこれまで果樹栽培の経験のない62歳以上の4人の高齢者が1987年に組織し、現在低農薬、有機農法でリンゴと梨を栽培し、地元中津川市や名古屋市に住む人々のもとへ直送されている。しかし、計画は果樹園にとどまらない。果樹園内には滞在しながら

果樹の栽培や収穫を体験できる低料金の家族滞在型宿泊施設を整備し、地元の若者が就業の機会としていけるだけの規模、市場、採算を考えた宿泊型観光農園にしていく計画である。地元の若者、都会の消費者グループ（生活協同組合など）と広域な交流を通して着実に運動の輪は広がり、実績を積み重ねている。

以上の事例が示すように、経済的に不利な観光地が魅力を備え、リゾートとなってやすらぎを生み出し、そしてごく普通の地域社会が何度も訪れなくなるようなまちへと成長してゆくには、何よりも住民が誇りをもって発信する情報、地域文化、地域産業を、住民自身の力で創造していくことが重要な条件となろう。市町村と県、および記述の上位計画は、こうした地区ごとの住民主導の計画を積極的に支援し、上位計画にも反映させていかななくてはならない。

む す び

飛騨地域は、経済的にも、社会的にも深刻な問題を抱えている。飛騨に限らず、世界都市化する東京を除けば、日本全国ほぼ同じ様に地域経済の疲弊に苦しみ、過疎化に悩み、高齢化に不安を抱いている。こうした事態は、戦後復興から高度経済成長をへて今日に至る間に何度となく直面してきた事態であり、その度に投げかけられてきた問いが、いま再び飛騨にも投げかけられている。それは、将来にわたる地域づくりを、地域の総意を結集して立ち上がり取り組むのか、あるいは他力を求めて取り組み立ち向かうのか、という問いである。

飛騨には地域の担い手として優れた若者、婦人グループ、地場産業者、農林業者、市町村職員がいる。こうした地域の担い手が、飛騨の歴史を継承し厳しい自然の制約の中で、自然とバランスのとれた優れた観光、農業、商業、地場工業を飛騨各地につくり上げてきたのである。

リゾートという開発ブームが立ち去ろうとするなかにあっても、依然飛騨にはその優れた地域資源を求めて外来型開発の触手が伸びている。それを巧みに規制・誘導しながら飛騨の現

在そして未来を飛騨地域の内発的な力を結集して真剣につくり上げる時が来ている。すなわち、いまこそ、後世に向け飛騨地域をどういった方向に、どのようにつくりあげていくべきなのかを、広域的・長期的・広範な観点から検討し、地域振興プログラムを策定し実効に移す時が来ていると言える。

観光リゾート開発のあり方も、このプログラムの中に明確に位置づけ、その方向なり、方策なり、当面の施策なりをしっかりと定める必要がある。今日、世界的に高い評価を得つつある飛騨の伝統・文化・産業は、かつての飛騨人が数百年の歳月をかけ築き上げてきた財産である。熟成されたものは、後世に貴重な財産となって継承され、高い評価を生み出す。現在、飛騨市町村で進められている観光リゾート開発も、後世に伝統なり、文化なり、産業なり、生活様式なり、様々な形で継承され、高い評価を仰ぐ施策とならなければならない。

そのためには、一時のブームに流されることなく、地域に息づく様々な力を結集し、じつくりと、国際的に高い評価をうけるよう、広域的・長期的・住民参加を原則においたプログラムにそって、飛騨の発展にとってふさわしい高山の地域づくり、観光リゾート拠点づくりに、また、高山にとって有益な飛騨14町村のむらづくり、観光リゾートづくりに、取り組んでいかななくてはならない。

注

- 1) 農林水産省グリーンツーリズム研究会「グリーンツーリズム」21世紀村づくり塾、1992年7月、p11。
- 2) 1992年8月末に決定された「総合経済対策」は、10兆7000億円（GNP比2.2%）にもほり、特に地方単独事業の増進を中心に、財政による本格的な景気対策が実施されている。
- 3) 宮本憲一『地域経済学』有斐閣、1990年、P328。
- 4) 「国際協調のための経済構造調整研究会報告（前川レポート）」『エコノミスト』1986年8月27日、P91。
- 5) 「経済審議会経済構造調整特別部会報告（新前川レポート）」『エコノミスト』1987年5月12日、P45。
- 6) 大八木智一編『リゾート事業戦略』清文社、1991年、P29。

- 7) 日本観光協会『日本型リゾートを考える』P6-7。
ただし、産業界全体では、1989年から1991年にかけて、労働時間は減少している。労働省「毎月勤労統計調査」。
- 8) 国土庁総合保養地域整備研究会「今後のリゾート整備のあり方について（中間とりまとめ）」1992年8月。
- 9) 欧米のツーリズムは、次の3原則を遵守している。
すなわち、①大規模な開発は行わず環境を保全し、地域の資源を最大限に活用する。②宿泊施設は農場民宿が中心で、ホスピタリティの向上が図られている。③国民的コンセンサスの下に、官民一体となったキャンペーンや諸支援措置をおこなう、などである。さらに重要なことは、ツーリズムの推進により、農村生活が経済的にも保障され、若者の定住を促し農村活性化にも大いに貢献している点である。農林水産省グリーンツーリズム研究会「グリーンツーリズム」21世紀村づくり塾、1992年7月、P8-9。
- 10) 守友裕一『内発的発展の道』農山漁村文化協会、1991年、P153-154。
- 11) 愛知県経済研究所「あいち経済時報」1991年3月、No.167。
- 12) 拙稿「伊勢湾沿岸域におけるウォーターフロント開発計画の現状と課題」『地域経済』岐阜経済大学地域経済研究所、1992年3月12日、P66。
- 13) 「NIKKI, EVENTS」1992年10月、P7。
- 14) 奥野忠「東海自治体問題研究所所報」1990年4月20日、123号。
- 15) 同上。
- 16) 笹ノ内克巳「リゾート開発と開発行政」『行政組織の改変と第三セクター』1991年、P189-190。
- 17) 松岡俊二「沿岸都市オープンスペース論」都市環境研究会『沿岸都市とオープンスペース論』都市文化社、1991年、P43。
- 18) 松川康夫「漁場環境容量と評価モデル」水産庁中央研究所、P46-47。
- 19) 拙稿「飛騨観光リゾート開発の現状と展望」岐阜県シンクタンク編『飛騨地域活性化の方向と課題』1992年3月。
- 20) 日本弁護士連合会『検証・リゾート開発』1991年。
- 21) 同上。
- 22) 守友裕一『内発的発展の道』農山漁村文化協会、1991年、P167。
- 23) 佐藤誠『リゾート列島』岩波新書、1991年、P207。
- 24) 農村開発企画委員会『農村工学研究』1989年11月、第49号。
- 25) 永田恵十郎『地域資源の国民的利用』1988年、P290。
- 26) 同上、P292。
- 27) 同上、P293。
- 28) 佐藤誠、前掲書、P183。
- 29) 大野輝之、レイコ・ハベ・エバンス『都市開発を考える』岩波新書、1992年、P177。
- 30) 岐阜県企画調整課「県際地域ふれあい協議会について」。

〔後記〕

・本稿の岐阜県飛騨地域のリゾート分析は、岐阜県シンクタンクからの委託調査『飛騨地域活性化の方向と課題』（1992年3月）を大巾に加筆・修正したものである。調査の機会を提供して下さった岐阜県シンクタンクの方々、ならびに調査にご協力下さった岐阜県飛騨15市町村の関係者の方々に、お礼申し上げます。

尚、本稿筆事後、国土庁総合保養地域整備研究会より「今後のリゾート整備のあり方について」（最終答申）が出された。本稿で扱った中間報告とともにご参照いただきたい。

